

## 平成 27 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況について

平成 27 年 11 月 4 日  
原子力規制庁

平成 27 年度第 2 四半期（7 月～9 月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の実施状況等を報告する。

### I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添 1 参照）

#### 1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設及び廃止措置中のものを除く）

##### （1）平成 27 年度第 2 回保安検査の結果

###### ①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定<sup>※1</sup>の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 24 第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

###### ②検査実施期間及び検査実施者

別表 1-1 に示す期間（2 週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

###### ③検査内容

別表 1-1 に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

###### ④検査結果

検査の結果は、別表 1-1 に示すとおりである。

このうち「監視」<sup>※2</sup>に該当する事象が、東京電力株式会社福島第二原子力発電所において 1 件（福島第二原子力発電所における管理区域内の区域区分の維持管理上の不備について）確認された。詳細な内容は、別表 1-2 のとおり。

また、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において、保安規定違反に該当する事象（設備工事に係る設計管理の不備）が確認されたが、保安検査後の 9 月 28 日、同発電所 6 号機中央制御室において設計上の要求事項を満足しない状態で敷設されたケーブルが多数確認され、当該保安規定違反と同様に設計管理等に不備がある可能性が考えられることから、当該保安規定違反については区分の判定を保留する。

当該保安規定違反の区分に係る判定については別途報告する。

※2 保安規定違反の判定区分については、添付参考資料に示す判定基準に従って区分している。

## (2) 安全確保上重要な行為等の保安検査結果について

### ①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し、重大事故発生時等の安全確保上重要な行為等に対し、原子炉等規制法第43条の3の24第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

### ②検査内容

今回の検査においては、別表1-3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問及び記録確認等を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

### ③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為等の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

## (3) 保安検査期間外の保安規定違反について

平成27年度第2四半期の保安検査期間外では、保安規定違反に該当する事象が、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅにおいて2件（調達管理不備、安全機能の重要度分類設定不備）確認された。詳細な内容は、別表1-4のとおり。

## 2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

### (1) 平成27年度第2回保安検査の結果

#### ①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置<sup>※3</sup>の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

#### ②検査実施期間及び検査実施者

別表1-5に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

#### ③検査内容

別表1-5に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

#### ④検査結果

検査の結果は、別表1-5に示すとおりである。このうち「監視」<sup>※4</sup>に該当する事象が4件（「共通要因分析の未実施」、「仮設集積場所におけるガレキ等の不適切な管理（抜き打ち検査）」、「品証部門が行う保全計画の確認の未実施について」、「C・H5・H4・H6エリア堰内雨水漏えい事象について」）確認された。詳細な内容は、別表1-6のとおり。

※4 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）の判

定区分については、添付参考資料に示す判定基準に従って区分している。

## (2) 保安検査期間外の実施計画違反について

平成27年度第2四半期では、保安検査期間外において、実施計画の違反に該当する事象は認められなかった。

## 3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成27年度第2四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

## II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

### 1. 平成27年度第2回保安検査の結果

#### (1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のものに限る）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

#### (2) 検査実施期間及び検査実施者

別表2-1に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

#### (3) 検査内容

別表2-1に示すとおり、事業所ごとに保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

#### (4) 検査結果

検査結果は、別表2-1に示すとおりである。

このうち、保安規定違反に該当する事象が、日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設）において1件（放射性廃棄物の保管管理の実施不備）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）（使用施設）において1件（材料試験炉（JMTR）のホットラボ施設の排気筒のアンカーボルトの減肉における保安活動の実施不備）、合計2件確認された。

詳細は、別表2-2のとおり。

#### ①日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設）

放射性廃棄物の管理状況に関して、保安規定の遵守状況を確認した。

その結果、ウラン濃縮建屋の管理廃水処理室（放射性廃棄物の廃棄施設）において廃水処理された際に発生する放射性固体廃棄物（スラジ）について、廃棄施設ではないウラン濃縮建屋の保修室に、最長1年間仮置きするという事業者独自のルールを定めて、約8年にわたり運用して

いたことが確認された。

本件については、放射性固体廃棄物を廃棄施設以外に保管しており、保安規定第7章第2節（放射性廃棄物管理）第59条 放射性固体廃棄物 第3項「使用済 NaF 及びスラジを封入したドラム缶等の容器の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室とする。」旨の規定に反していることが確認されたことから、保安規定違反と判定する。

②国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）（使用施設）

ホットラボ施設における排気筒のアンカーボルトの減肉に関して、保守管理及び必要な安全確保策の措置等を含む一連の対応について、保安規定の遵守状況を確認した。

その結果、担当副所長及び材料試験炉部長他、関係者の危機意識が希薄であり、平成27年1月末に確認された排気筒のアンカーボルトの減肉に加え、排気筒基礎ボルトナットの浮き及び平成27年6月末に確認された同アンカーボルトの複数の著しい減肉を異常な状態であると判断せず、保安規定第6編第21条（巡視、点検等において異常を認めた場合の措置）第1項に定める、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を怠っていたことが確認されたことから、保安規定違反と判定する。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成27年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

表 保安規定違反の判定基準<sup>1</sup>

判定区分	STEP 1 (安全機能)	STEP 2 (放射線被ばく)	STEP 3 (品質保証)
違反 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要度分類指針においてクラス 1 (PS-1/MS-1) に分類される安全機能の喪失に至った場合 (★)</li> <li>○重要度分類指針においてクラス 1 (PS-1/MS-1) に分類される安全機能に影響を及ぼした場合 (★)</li> <li>○重要度分類指針においてクラス 1 (PS-1/MS-1) に分類される安全機能の健全性を担保できなかった場合 (★)</li> <li>○重大事故等発生時又は大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保安のための活動を行う体制が整備されていない場合又は当該体制の機能に影響を及ぼした場合 (☆)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性廃棄物の放出において、放射性物質濃度 (3ヶ月平均) が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</li> <li>○放射線業務従事者の実効線量又は等価線量が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</li> <li>○新燃料及び使用済燃料の運搬において、容器等の線量当量率又は容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</li> <li>○(固体) 放射性廃棄物の運搬、移動において、廃棄物の放射能濃度又は容器等の線量当量率又は容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</li> <li>○管理区域の出入管理において、退出者の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</li> <li>○管理区域に係る値が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (保安規定に記載された管理区域が設定されていない場合も含む) (★)</li> <li>○管理区域外等への搬出及び運搬において、容器等の線量当量率又は物品、容器等の表面汚染密度が法令・規制要求事項で定まる限度値を超えた場合 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質マネジメントシステムが機能していないことにより原子力安全に影響を及ぼすと判断される場合</li> </ul>
違反 2			<ul style="list-style-type: none"> <li>○品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により安全に影響を及ぼすと判断される場合 (☆)</li> </ul>
違反 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要度分類指針においてクラス 2 (PS-2/MS-2) に分類される安全機能の喪失に至った場合 (★)</li> <li>○重要度分類指針においてクラス 2 (PS-2/MS-2) に分類される安全機能に影響を及ぼした場合 (★)</li> <li>○重要度分類指針においてクラス 2 (PS-2/MS-2) に分類される安全機能の健全性を担保できなかった場合 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性廃棄物の放出において、保安規定で定めた放射性廃棄物の放出管理目標値又は放出管理の基準値を超えた場合 (★)</li> </ul>	
監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要度分類指針においてクラス 3 (PS-3/MS-3) に分類される安全機能の喪失に至った場合 (★)</li> <li>○重要度分類指針においてクラス 3 (PS-3/MS-3) に分類される安全機能に影響を及ぼした場合 (★)</li> <li>○重要度分類指針においてクラス 3 (PS-3/MS-3) に分類される安全機能の健全性を担保できなかった場合 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性廃棄物の放出において、保安規定で定めた経路以外又は保安規定で定めた管理 (測定を含む) を伴わない放出を行った場合 (★)</li> <li>○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 134 条第 11 号で定める原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、管理区域内に立ち入るものが、同規則同条同号で定めた値を超えた場合 (★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記以外の保安規定の不履行があった場合</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記以外の保安規定の不履行があった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記以外の保安規定の不履行があった場合</li> </ul>	

※) 重要度分類指針：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」

★は、実際の原子力安全に及ぼした影響の程度に応じて違反区分を判定

☆は、原子力安全に及ぼす影響の程度に応じて違反区分を判定

<sup>1</sup> 発電用原子炉施設保安検査実施要領 (原規規発第 1406099 号) より抜粋。

なお、本基準は、核燃料施設等には適用しない。

## 発電用原子炉施設に係る保安検査結果報告

## 別表 1 - 1 : 平成 27 年度第 2 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 17)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	平成 27 年 8 月 31 日 (月) ~ 9 月 11 日 (金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目 (下線は、保安検査実施方針<sup>*1)</sup> に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理の実施状況  ②地震・火災等発生時の措置の実施状況  ③マネジメントレビューの実施状況 (本店検査)  ④品質目標及びプロセス監視・測定項目の設定状況 (本店検査)  ⑤安全文化醸成活動の実施状況 (発電所及び本店検査)  ⑥放射線管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目<sup>*2)</sup>  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「不適合管理の実施状況」、「地震・火災等発生時の措置の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況 (本店検査)」、「品質目標及びプロセス監視・測定項目の設定状況 (本店検査)」、「安全文化醸成活動の実施状況 (発電所及び本店検査)」及び「放射線管理の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「不適合管理の実施状況」については、要領に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正・予防処置を実施するとともに、不適合等管理委員会において、処置担当課からの進捗状況や完了予定の確認を行い、当該処理を促進する活動を行っていることを不適合管理に係る記録により確認した。また、泊発電所では株式会社イトーキ製水密扉は設置されていないが、据え付け状態等に異常がないことを調査結果に係る記録により確認した。</p> <p>「地震・火災等発生時の措置の実施状況」については、初期消火要員の一部を専任化して教育・訓練の効率化を図るなど、地震・火災が発生した場合の措置、初期消火活動のための体制の整備・運用が、適切に実施されていることなどを記録及び現場立会により確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況 (本店検査)」については、本店各室部及び泊発電所において、要領に基づき、平成 26 年度の品質保証活動についてとりまとめ、レビューしていること、マネジメントレビューにおいては、品質マネジメントシステムの改善の提案及び平成 27 年 1 月の原子力規制委員会と社長との意見交換におけるコミットメントを含め、管理責任者の関与の下、改善への指示がなされていることを記録により確認した。</p> <p>「品質目標及びプロセス監視・測定項目の設定状況 (本店検査)」については、本店各室部において、社長の品質方針を踏まえ、前年度活動実績の分析結果及び課題抽出等を考慮して、平成 27 年度の品質目標及び実行計画を策定していることを各室部の実行計画により確認した。また、プロセスの監視・測定項目については、前年度の品質マネジメントシステムの各プロセスの達成状況の分析結果を踏まえて設定していることを記録等により確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況 (発電所及び本店検査)」については、平成 26 年度の安全文化醸成活動の有効性評価を行い、その結果を踏まえ、社長が平成 27 年度の醸成活動に向けた指示を発出しており、本店各室部及び泊発電所において実行計画を策定していることを記録により確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況 (抜き打ち検査)」については、要領に基づき、管理区域内作業における放射線業務従事者の被ばく管理、施設等の汚染管理及び管理区域内の定常的な放射線等の測定等を実施していることを記録及び現場立会により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段の問題がないことを確認した。</p>

	以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	--

\*1) 原子力規制委員会が示す保安検査の重点方針及び各規制事務所における前年度の評価結果を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

\*2) 保安規定違反の取扱いに定める違反の区分で「違反」以上の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b></p> <p>① <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u></p> <p>② プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況</p> <p>③ 保安教育の実施状況</p> <p>④ 放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑤ 巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の 総合評価部分 を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」、「保安教育の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」及び「巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、東通原子力発電所で発生した不適合、女川原子力発電所で発生した不適合及び他社で発生した故障・トラブルに対する不適合処置、是正処置及び予防処置の進捗状況を定期的に処置状況資料に取りまとめることにより確実に把握され、適切な進捗管理が行われていることを確認した。また、本店及び女川原子力発電所所掌のものを含め、東北電力から国への提出文書に誤記が発生していることから、それらの事案に対する東通原子力発電所の対応状況等を確認し、それぞれに対して適切に対応が進められていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う点検・整備の管理状況」については、点検計画の変更の都度、適切に文書の改正が行われていることを確認した。点検の実施状況については、今回の安全維持点検対象機器から安全上重要な機器等を抽出して点検記録を確認し、点検期限内に確実に点検されていることを確認した。点検の進捗管理の強化のための「点検着手状況チェックシート」については、今回の試運用実績を踏まえて更に改善し、次回の安全維持点検より本格運用する予定としていることを聴取した。また、プラント停止期間に使用される機器・設備等を対象とする個別点検については、実施方針に基づき設備ごとに点検計画が作成され、実施されていることから、燃料プール冷却材浄化系設備の点検対象機器から一部を選定し、点検計画に基づき点検が確実に実施されていることを点検記録により確認した。</p> <p>「保安教育の実施状況」については、保安規定に基づく手順書に従い、今年度の保安教育計画が作成され、必要に応じて計画を見直し、計画された教育が着実に進捗していることを記録により確認した。また、事業者は、今年度の入所時教育において、理解度テストを実施し受講者の理解度を把握するとともに、理解が不十分な場合は、補講により弱点を補強していることを「保安教育実施手順書」により確認した。</p> <p>「放射性廃棄物管理の実施状況」については、抜き打ち検査により、放射性液体廃棄物管理に係る手順書等が整備されていること、放射性液体廃棄物の放出が、手順書に基づき適切に実施されていることを記録により確認した。また、放射性液体廃棄物の放出にあたっての試料採取及び測定について作業現場で立会い、手順書に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「巡視点検の実施状況」については、抜き打ち検査により、手順書に巡視点検の種別、実施頻度、一般的な留意事項及び機器の異常を発見した場合の対応等が定められていること、原子炉建屋原子炉棟の巡視点検に同行し手順書に基づき巡視点検が確実に実施されていること並びに巡視点検実施者に対し教育・訓練及び力量評価が行われていることを確認した。</p>

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b></p> <p>① <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u></p> <p>② 発電用原子炉施設の定期的な評価の実施状況</p> <p>③ <u>過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</u></p> <p>④ 2号機軽油タンク設置工事の実施状況</p> <p>⑤ 計測器管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「発電用原子炉施設の定期的な評価の実施状況」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」、「2号機軽油タンク設置工事の実施状況」及び「計測器管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、保安調査での情報を踏まえてヒューマンエラーに起因した不適合事象を抽出し、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」等に基づき、不適合管理、是正処置及び予防処置が適切に審議されていることを、不適合処置票の確認及び不適合事象検討会に陪席して確認した。</p> <p>その中において、最近連続している誤記に関する事象として選定した「保安規定の記載の誤り」及び「放射線業務従事者線量等報告書における貯蔵設備容量の記載の誤り」事象については、不適合事象検討会で検討した結果を踏まえて、誤記チェックにおいて識別しやすいチェックシートを使用する旨を「原子炉施設保安規定管理マニュアル」に明確化すること、国等への定例報告書を作成する際にチェックシートを用いた確認プロセスを確立していくこと等を不適合処置票等にて確認した。</p> <p>また、ヒューマンエラーに起因した事象の原因分析や必要な処置等の継続的な取り組みについては、各グループにおいてヒューマンエラー防止の期待事項を設定し評価する新たな取り組みとして実施していることを「平成27年度ヒューマンエラー防止ワーキング活動計画(予定・実績)」にて確認した。</p> <p>さらに、品質保証会議において、不適合事象の処置完了見通し等の処置状況が適切に審議及び管理されていることを、品質保証会議報告資料の「不適合の管理状況」等にて確認した。</p> <p>「発電用原子炉施設の定期的な評価の実施状況」については、平成28年11月に2号機が第1回定期安全レビュー後10年を超えることから、発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するにあたり、保安規定第10条に基づき、「女川2号機第2回定期安全レビューの業務計画」を定め、評価の対象期間及び評価完了期限等を明確にして、経年劣化事象に係る評価や保安活動への最新の技術的知見の反映状況を調査・評価していることを検査した。具体的な手順としては、「原子炉施設の定期的な評価実施手順書」により、保安活動の実施状況及び最新の技術的知見について、評価の実施体制、実施工程及び評価の視点を明確にしていることを確認した。</p> <p>また、実施プロセスの透明性及び評価結果の客観性を確保するため、原子力考査室及び東通原子力発電所による評価を計画・実施していることを確認した。</p> <p>さらに、評価の視点については、保安規定で要求されている「品質保証活動」、「運転管理」、「保守管理」及び「燃料管理」等の全ての保安活動を評価対象とし、保安活動の目的や有効性評価等を明確にして実施していることを確認した。</p>

「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」については、平成26年度第2回保安検査において確認された2号機地震後の設備健全性確認に係る点検記録の不備に対して、「女川原子力発電所地震後健全性確認点検記録適正化業務計画書」に基づき、点検記録の修正等を、工事報告書並びに記録等が適切に実施されている状況にて確認した。また、作業の進ちよく管理が適切に実施されていることを、点検記録調査委員会議事録等にて確認した。併せて、点検記録適正化において発生した訂正要領の細部の作り込み、スケジュールの遅れ等の懸案等に対して、作業会及び調整会議において適切に検討され対応が打たれていることを、議事録等にて確認した。

また、再発防止対策については、「女川原子力発電所2号機地震後設備健全性確認記録不備の根本原因に対する再発防止対策実施計画書」に基づき、「非定常業務の特性を踏まえた防止に向けた組織横断的なマネジメントの仕組みの再構築」として地震後の健全性確認及び安全性対策工事を対象とした、再発防止のための仕組みの試運用が実施され、「実効的な記録チェックの仕組みの強化」として事業者及び供給者のチェック体制の再構築等の試運用が実施されていることを、「工事要領書・工事報告書作成要領書の暫定運用について」等にて確認した。

さらに、「電力品質保証部門による現場と一体となった活動の強化」としては、不適合管理の業務参画等を通じた電力品質保証部門の指導助言、供給者監査を通じた協力企業の品質保証活動の改善促進等が実施されていることを、「原子力保安情報処理要領の暫定運用について（通知）」等にて確認した。

加えて、「確実な品質保証を実現できる能力・感度を高める実践型の教育プログラムの強化」として、非定常業務の品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）応用教育等の実施に向けた準備をしていることを、「現行QMS教育における問題点の整理と対応方針」等にて確認した。

また、設備健全性確認の記録不備に関する対策に対する進ちよく確認及び評価が実施されていることを、原子炉施設保安委員会議事録等にて確認した。

「2号機軽油タンク設置工事の実施状況」については、既設2号機軽油タンクを撤去し、新たに地下軽油タンクを設置することから、保安規定第63条の規定に基づく非常用ディーゼル発電機燃料油の保有量等に関する運転上の制限に対して、保安規定第75条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）が適用され、必要な安全措置を行った上で本工事を施工していることを、「2号機地下軽油タンク設置工事に伴う安全措置業務計画書」等にて確認した。

また、本工事の実施に伴い上記業務計画書に基づき、パトロール手順書及び定期試験手順書等のマニュアル類を改正し、原子炉施設保安運営委員会で審議し、承認されていることを議事録及び略式決定書にて確認した。

さらに、保安規定第75条第2項適用に際しては、発電所長をはじめ関係者にて「2号機非常用ディーゼル発電機の機能確保（電源融通体制、手順）」等の確認項目を確認し、あらかじめ必要な安全措置全てが完了していること及び安全措置に係るQMS文書等の改正が完了していることを原子炉主任技術者が確認した上で、原子炉課長による保安規定第75条第2項適用の宣言がなされたことを「保安規定第75条第2項適用に関する安全措置実施状況確認結果」の議事録にて確認した。

加えて、工事の進ちよく状況については、事業者が承認した、「軽油タンク（A）、（B）撤去工事要領書」等に基づき工事が実施されていることを現場にて確認した。

「計測器管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、放射性液体廃棄物の放出監視用計測器及び放出管理用計測器並びに放射線計測器類の管理に対して、「監視機器および測定機器の管理要領」等に基づき、定期的な点検等の管

理が適切に実施されていることを、放出水モニタ及び試料放射能測定装置等に関する「平成26年度計測器類管理計画書」、工事報告書等にて確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視及び抜き打ちにより定例試験（3号機非常用ディーゼル発電機（A）手動起動試験）への立会いを行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	9月7日(月) ~ 9月18日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b></p> <p>①組織の力量管理の実施状況  ②放射線管理の実施状況  ③不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況  ④過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況  ⑤運転管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b>  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「組織の力量管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「組織の力量管理の実施状況」については、保安活動を行う組織の必要な力量を明確にし、その力量を維持・管理するための仕組みが適切に運用されていること及びこれらの教育・訓練プログラムの有効性が定期的に評価され、改善されていることを確認した。運転部門については、階層ごとに力量が定められ、これらの力量を維持・管理するために「教育・訓練基本計画」等に基づき、社内外でのシミュレータ訓練を含む実践的なカリキュラムにより教育訓練が実施され、力量評価されていることを「BTC※<sup>1</sup>シミュレータ訓練報告書」等により確認した。保全部門についても、階層ごとに力量が定められ、これらの力量を維持・管理するために「力量評価、教育訓練計画・実績、有効性評価表」等に基づき、グループマネージャーが個々の要員に対して行った担当業務に対する力量区分の評価、必要な教育(研修)項目の明確化及び教育・訓練の有効性評価等により力量評価されていることを確認した。また、こうした教育・訓練プログラムの有効性が定期的に評価・改善され、新たな取り組みとして近隣火力発電所での実機を使用した研修等、より実践的な研修も取り入れていることを記録により確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、過去に1号機主排気ダクト工事監理に係る放射線管理上の不備が確認されたことから、至近の工事監理に係る放射線管理区域の設定・管理及び管理区域区分の設定変更に係る管理等の状況を現場の放射線管理状況を含めて確認した。至近の放射線管理区域の設定及び管理区域区分変更を伴う工事に関して、「放射線管理基本計画書」、「放射線管理基本マニュアル」等に基づいて放射線管理区域の設定や変更に必要な手続きが実施されていること、並びに「放射線管理マニュアル」及び「放射線管理計画書」に従い、作業環境に見合った適切な装備が選定され、当該現場において、装備の適切な使用や放射線管理区域区分の表示が実施されていることを確認した。</p> <p>一方で、管理区域内の区域区分の維持・管理方法を定めた「放射線管理基本マニュアル」で求められる「管理区域の区域区分に係る値に従い区域区分がなされていること」等が満足していることを定期的に確認することが実施されていないことを確認した。</p> <p>本件は、「放射線管理基本マニュアル」の業務に対する要求事項が変更された場合の下位規程「放射線管理区域管理手引き」の改訂の際に、レビューが確実に行われておらず、その結果として関連文書の修正が行われていなかったものである。この結果、上位の2次マニュアルの要求事項が下位規程に反映されなかったものであり、これは「保安規定第3条(品質保証計画)7.2.2業務に対する要求事項のレビュー」を満足しておらず、また、結果として2次マニ</p>

アルで規定された保安活動が実施されなかったものであり、これは「保安規定第3条（品質保証計画）7.5.1 業務の管理を満足しないことから保安規定違反（監視）とし、今後の保安検査等において、その改善状況について確認していくこととした。

「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、原子力規制委員会が、平成27年2月17日に発出した（株）イトーキ製水密扉の不具合に係る一般連絡文書に関し、予防処置の実施状況を確認することとし検査を実施した。また、過去に原子力施設情報公開ライブラリー（以下「ニューシア」という。）にて水平展開「要」と判断された事象に対する予防処置の実施状況について、継続的な取り組みが行われているかについて確認することとし検査を実施した。

「（株）イトーキ製水密扉の漏水の可能性」については、本店担当グループが規制庁からの一般連絡文書に基づき、「行政情報」を発出し福島第二原子力発電所に対応を指示したことを確認した。また、福島第二原子力発電所での当該メーカー製品の納入実績を調査した結果、不具合が発生したものと同一型式の製品は納入されていないことが判明したが、現場での溶接部の健全性確認を実施するとともに材質が明確に把握できるパッキンに交換する作業を計画し実施中であることを確認した。

ニューシアの水平展開「要」とされた過去の案件についてニューシアへの登録状況及び対策状況について確認し、予防処置「要」となった不適合事象を不適合管理委員会が1次、2次スクリーニングを経て、影響評価書の発行の要否を判断し、管理していることを記録により確認した。また、本店・不適合管理事務局が管理する「不適合の年度別水平展開要否件名リスト」については、原子力保全統合マネジメントシステムで管理されており、OE情報<sup>※2</sup>として各店所で閲覧可能な状態で管理されていることを確認した。

「過去の違反事項（監視）に係る改善措置の実施状況」については、平成27年度第1回保安検査で「監視」と判定した「福島第二原子力発電所における保守管理の不備について」の点検周期を超過していた事案について、原子炉設置者の改善状況について検査を実施した。

関連する「長期計画運用ガイド（改訂4）」を平成27年7月28日に改訂し、暦月管理機器の点検周期の管理方法を明確化するとともに、「点検長期計画表」で定めた点検期限を点検工程表に明記し、差異がないことを確認する等の改善措置を実施し、既に運用していることを「1号機電気設備長期停止期間における点検長期計画（定検分）」等により確認した。これにより、当該保安規定違反「監視」に係る全ての改善措置の完了を確認できたことから、今回の保安検査をもって改善措置状況の確認を完了した。

「運転管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、原子炉内の燃料が使用済燃料プール内へ移動されたことに伴い、当直員の人員が一班8名から6名に変更されたことから、変更後の当直関連業務（引き継ぎ、巡視、定例試験等）が支障なく実施されていることを確認した。中央制御室内で実施される当直員の引き継ぎ現場に同席し、運転日誌等により、プラントや設備の状況等の情報が各職位の引き継ぎ及び全体ミーティングの場で伝達・共有されていることを確認した。また、当直員の現場巡視に同行し、巡視担当当直員が定められた巡視ルートに従い、機器やエリアの異常の有無を目視や聴診等により確認し、結果をパトロールチェックシートに記録していることを確認した。

さらに、日々の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、放射線管理の実施状況の検

	<p>査項目を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、概ね良好であったと判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>※1 ; BWR 運転訓練センター (BWR Operator Training Center) の略称</li><li>※2 ; 運転経験 (Operating Experience) 情報 (海外及び国内の電力会社のトラブル情報)</li></ul>
--	---

(5/17)

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<b>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b> ① <u>マネジメントレビューの実施状況</u> ② 設計・調達管理の実施状況 ③ 不適合管理と是正・予防処置の実施状況 ④ 緊急時の措置の実施状況 ⑤ 周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)  <b>2) 追加検査項目</b> なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「設計・調達管理の実施状況」、「不適合管理と是正・予防処置の実施状況」、「緊急時の措置の実施状況」及び「周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、平成26年度のマネジメントレビューが実施されたことから、マネジメントレビューのインプット、アウトプット及び平成25年度のマネジメントレビューのフォロー状況並びにマネジメントレビューの会議の記録等を確認することにより、品質マネジメントシステム及びそれに係る活動の実施状況が適切かどうかを検査した。</p> <p>検査の結果、社長、管理責任者(原子力・立地本部長)(以下「立地本部長」という。)、管理責任者(品質・安全監査部長)(以下「監査部長」という。))及び柏崎刈羽原子力発電所長(以下「発電所長」という。))の行う各階層のレビューについては、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」等に基づき、適切に実施されていることを各レビュー資料及び各レビュー実施議事録により確認した。</p> <p>平成26年度マネジメントレビューのインプットについては、立地本部長、監査部長からのアウトプットに加え、発電所長レビューからの「品質目標の達成状況、不適合の発生状況及び改善提案(人的資源の必要性)等」のアウトプットが、全社大の課題として評価され、審議されていることを「社長レビュー資料」により確認した。</p> <p>平成26年度第4回保安検査の指摘事項「人的資源の投入に係る品質保証計画の扱い」及び「外部文書の品質保証計画への取り込み」については、すべてのレビューにおいて、インプット並びに審議が適切になされていることを各レビュー資料により確認した。</p> <p>マネジメントレビューのアウトプットについては、発電所長レビューからのインプットを受け、「人的資源の必要性において、要員の充足を図るため、社内他部門等からの応援、調整を実施し、最適配置を図る」といった具体的なアウトプットが発出されていることを「社長レビュー実施議事録」により確認した。</p> <p>前年度のマネジメントレビューの結果のフォローアップについては、フォローアップ事項一覧表に「現場力の強化」等を指示事項として挙げ、具体的なアクションプランを検討・実施し、総合評価を行い、フォローアップしていることを「社長レビュー実施議事録」により確認した。</p> <p>また、平成27年度の品質方針の設定については、平成27年1月に発生した福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の人身災害を踏まえ、社長の指示により品質方針が変更されていることを「原子力品質保証規程」により確認した。</p> <p>以上のことから、マネジメントレビューの実施状況に係る保安規定の遵守状</p>

況は良好であると判断する。

「設計・調達管理の実施状況」については、新規制基準対応等で新たに安全上重要な設備が導入されていることから、当該設備の設計業務計画、設計レビュー、設計検証、設計の妥当性確認、設計変更管理、調達管理等の保安活動が、規程どおりに実施されているか検査した。

設計管理に係る業務計画、設計レビュー、設計検証、設計の妥当性確認、設計変更管理、調達管理等の業務内容、業務手順及び責任と権限が「設計管理基本マニュアル」、「調達管理基本マニュアル」等に定められ、継続的な見直しが行われていることをマニュアル等の改訂履歴で確認した。

また、新規制基準対応等で導入された安全上重要な設備の改造工事事例を12件抽出し、設計調達管理に係る保安活動が規程どおりに実施されているか確認した。確認の結果、「ケーブル耐火ラッピング及び電路貫通部3時間耐火工事」等3事例で、検証結果が設計管理シートに記録されておらず、聴取した結果設計検証が実施されていないことが確認され、「ほう酸水注入系（SLC）配管修繕工事」等3事例において、設計管理シートで明確化された検証方法と異なった方法で設計検証が実施され、規程どおりに実施されていないことが確認された。また、「複水補給水系（MUWC）タービン建屋電動隔離弁の新設工事」においても、設計管理シートを確認した結果、一部設計の妥当性確認が実施されていないことが確認され、規程どおりに実施されていないことが確認された。

このことから、本改造工事事例は、保安規定第3条7.3（設計・開発）を満足しておらず、保安規定違反に該当するものと判断する。一方、保安検査後の9月28日、6号機中央制御室において設計上の要求事項を満足しない状態で敷設されたケーブルが多数確認され、当該保安規定違反と同様に設計管理等に不備がある可能性が考えられることから、当該保安規定違反については区分の判定を保留する。

「不適合管理と是正・予防処置の実施状況」については、不適合に関する情報共有について、他発電所との間で判断の差異が生じている事例があることから、組織が不適合を管理し、是正・予防処置に必要な管理活動が、全社大において共有を図る仕組みとなっているか検査した。

不適合管理及び是正・予防処置については、「不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」及び「事故・故障情報及び耐震新知見情報処理マニュアル」に基づき実施していることを不適合報告書、不適合管理委員会議事録等で確認した。

他発電所との間で判断の差異が生じている事例では、平成26年6月に柏崎刈羽原子力発電所で発生した不適合「計器点検期限の超過に係る評価について」が、約1年後に福島第二原子力発電所で類似の不適合として発生した。当該不適合を踏まえ、不適合情報の水平展開や情報共有の強化が必要と判断した本社、品質・安全評価グループより、本社及び各発電所間で、不適合情報の共有、予防処置等の展開要否について相互確認等を行う「不適合管理委員会事務局情報共有連絡会」を設置し、平成27年9月より開始したことを記録文書で確認した。また検査期間中に実施された、当該情報共有連絡会の傍聴により、他発電所への展開が必要と思われる不適合について予防処置の展開要否を討議している状況を確認した。

以上のことから不適合管理と是正・予防処置の実施状況は良好であると判断するが、更なる改善策として設置した「不適合管理委員会事務局情報共有連絡会」が効果的に運用されるか等については、引き続き保安調査等で確認していく。

「緊急時の措置の実施状況」については、事業者は、緊急事態が発生した場合に備え、原子力災害対策活動を行う原子力防災組織及び要員、並びに活動に

必要な原子力防災資機材等を定めることとなっていることから、その実施状況について検査した。

検査の結果、原子力防災組織の編成・変更、確保すべき要員の力量の明確化、力量を維持・向上するための教育及び訓練の仕組み、活動に必要な原子力防災資機材等を定めていることを確認した。

「周辺監視区域の管理状況（抜き打ち検査）」については、保安規定第98条に示す周辺監視区域境界に、柵又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立入りを制限していることを確認した。柏崎刈羽原子力発電所においては、周辺監視区域境界に沿って一般道路が設けられており、発電所業務に関係の無い一般車両等の通行も多いことから、立入りを制限するために設けられている柵や標識が適切に維持管理されているかを現場及び書類等により管理状況を検査した。

検査の結果、「保全区域・周辺監視区域標識管理ガイド」に基づき柵や標識を設置しており、毎日点検・管理が行われていることを「警備日誌」により確認した。

保安検査期間中に確認した良好事例で、発電所運転員の当直者交代時において、引き継ぎ中も必ず1名は計器等の監視に従事し、引き継ぎ内容はイヤホンにより確認できるよう配慮している。また、当直長指導の下、当直期間中に運転員各人が「効果的なチームワーク作り」を目的としたテーマを設定して力量を高める工夫を行っているなど、単なる運転状況の引き継ぎにとどまらず、継続した運転状況の監視に留意して、運転直員の力量を高める工夫をしている自主的な改善への取組が行われていた。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、設計・調達管理の実施状況の検査項目を除き、確認した範囲において概ね良好なものであったと判断する。

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b></p> <p>①燃料管理の実施状況  ②放射線計測器類の管理の実施状況  ③組織の力量管理の実施状況  ④特別な保全計画の実施状況  ⑤発電長業務の引継に係る実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b>  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「燃料管理の実施状況」、「放射線計測器類の管理の実施状況」、「組織の力量管理の実施状況」、「特別な保全計画の実施状況」及び「発電長業務の引継に係る実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「燃料管理の実施状況」については、使用済燃料プールに貯蔵されている燃料は合計2202体であり、「工事計画認可申請書」及び「燃料管理業務要項」に規定されている貯蔵容量である2250体を下回っていることを「貯蔵記録」により確認した。使用済燃料の貯蔵については、保安規定に基づき、使用済燃料プールに貯蔵していること、目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を提示していること、燃料移動の際は燃料取替機を使用していること及び臨界に達しない措置が講じられていることを、「作業日報」、「未臨界確認記録 (使用済燃料の貯蔵)」及び現場確認により確認した。</p> <p>使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の崩壊熱は、平成27年8月24日時点で0.3MWと評価しており、何らかの理由で使用済燃料プール冷却系が機能喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が33℃から運転上の制限である65℃に到達するまでの時間を約138時間、100℃に到達する時間を約291時間と評価していること、この間に、代替冷却や、使用済燃料プールへの直接注水を行う手順を整備していることを「第25回定検プラント安全週報 第224週」及び「燃料プール冷却機能喪失時対応手順」により確認した。</p> <p>「放射線計測器類の管理の実施状況」については、放射線計測器類が「放射線管理業務要項」に基づき、被ばく管理用計測器、放射線管理用計測器、放射線監視用計測器及び環境放射能用計測器に4分類され、更に使用する計測器の種類に対応して、被ばく管理用計測器であれば、電子式個人線量計、ホールボディカウンタに2分類され、それぞれの計測器に対して、保安規定で確保すべきとされている数量を日常点検等で確認していることを、「日常点検要領書/手順書」、「放射線計測器類保守点検 週点検報告書」及び「中央制御室巡視記録」により確認した。</p> <p>また、放射線計測器類の点検・校正については、「放射線管理業務要項」に基づき、年度当初に放射線計測器類の年度点検計画を作成し、計測器の点検・校正を1年間に1回実施していることを、「定期点検報告書」及び「放射線計測器類点検記録」により確認した。</p> <p>「組織の力量管理の実施状況」については、発電所長期停止期間中でも通常業務が継続する安全管理室 放射線・化学管理グループを対象として確認した結果、「力量設定管理要項」に基づき、同グループが実施する原子力安全の達成に影響がある業務として、「個人被ばく管理」、「放射線作業管理」、「計測器管理」等の業務が特定されていること、各業務に対する力量評価基準が「安全管理室員教育取扱書」に基づき知識及び経験の2項目に対して具体的に規定</p>

されていることを確認した。放射線・化学管理グループ員の各業務に対する力量評価は、個人の知識及び経験を記録する「個人教育台帳」に加え、業務観察及び面談による知識の取得状況、研修履歴、保有する資格の確認結果に基づき、年度末に安全管理室長が実施していることを「安全管理室員 力量評価結果」により確認した。更に、室員の力量評価結果を教育・訓練計画に反映する等、放射線・化学管理グループ全体として力量管理がなされていることを、「安全管理室員 力量評価結果」、「平成27年度 東海第二発電所教育・訓練計画」及び聴取により確認した。

「特別な保全計画の実施状況」については、「保守管理業務要項」及び「長期停止に伴うプラント保全に係る運用手引書」に基づき、プラント長期停止に伴い運転継続時間が従来の定期検査サイクルから大幅に増加する系統・設備を対象として、点検周期、運転期間、保全重要度等を考慮した上で、従来と同様の点検実施の要否を検討し、保守管理の計画を作成していること及び点検を実施した系統・機器に対して、点検結果と点検結果に対する評価等を管理していることを「長期停止時の追加点検計画管理・実績表」により確認した。

また、安全機能の重要度の高い系統・設備であり、かつプラント長期停止中においても運転可能である、非常用炉心冷却系、非常用ディーゼル発電機等については、継続的な定期運転試験による健全性確認が重要であると判断し、「長期保管管理表」を作成して、1ヶ月ごとに定期運転試験を実施し、試験結果は「長期保管管理状態確認表」を作成して健全性の確認を実施していることを確認した。

安全機能の重要度の高い系統・設備については、本年度下半期から定期事業者検査相当のシステム試験を可能な範囲で追加実施することにより、当該系統・設備の健全性確認範囲を拡大する計画であることを、「長期停止に伴うプラント保全に係る運用手引書」及び「長期保管管理表」により確認した。

「発電長業務の引継に係る実施状況」は抜き打ちで検査し、「運転管理業務要項」及び「直引継及び運転日誌作成取扱書」に基づき、前直の発電長が作成した「運転日誌」、「放射性廃棄物処理設備運転日誌」、「運転記録」、「巡視点検表」等を用いて引継ぐべき業務内容を、引継を受ける発電長に説明するとともに、関連する運転パラメータの傾向、系統・機器の工事・点検予定などの必要事項を伝達していることを、中央制御室で実施された発電長間の引継ぎに立会い確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動の実施状況は良好であったと判断する。

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	8月26日(水)～9月11日(金)
検査項目	<p>1) <b>基本検査項目</b> (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>②<u>マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>③定期安全レビューの実施状況</p> <p>④放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況</p> <p>⑤定期試験(5号機非常用ディーゼル発電機(A)手動起動試験)立会 (抜き打ち検査)</p> <p>⑥予防処置の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) <b>追加検査項目</b> なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「安全文化醸成活動の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「定期安全レビューの実施状況」、「放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況」、「定期試験の立会(抜き打ち検査)」及び「予防処置の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、安全文化醸成活動が品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)における「業務の計画及び実施プロセス」として位置付けられ、その活動が社内指針・手引に規定されていることを確認した。また、その活動が社長からの方針・指示に基づき管理責任者が目標・年度計画を作成させていること、年度ごとの分析・評価結果はマネジメントレビューのインプットとされ、次年度へ展開すべき社長決定事項としてアウトプットされること、平成27年6月に就任した新社長のもとでも従前の「安全文化の醸成の方針」等が継承されていくことを確認した。また、平成27年度の安全文化醸成活動においては、前年度の活動の評価結果及びマネジメントレビューにおける社長決定事項等を反映して年度計画が策定され、浜岡原子力規制事務所からの要請についても、当該年度計画に反映され、それが各部署の業務執行計画に展開されていることを確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」については、社長の積極的な関与のもと、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、社長から改善が指示されていることを、管理責任者へのインタビュー等を通して確認した。また、社長の交代により、品質方針、QMS、保安に関する組織などにどのような変更があるのか、新社長のもとでQMS、安全文化醸成活動等が確実に実施されていることも併せて確認した。</p> <p>「定期安全レビューの実施状況」については、4号機の第2回の定期安全レビューの報告段階における実施状況について確認し、保安規定の要求に従い前回の実施から10年を超えない日までに発電所長の承認を受け完了していること、「浜岡原子力発電所4号機第2回定期安全レビュー報告書」が社内会議体の審議を経て発電所長に承認され、評価結果及び実施プロセスの妥当性について第三者評価を受けていること、8つの保安活動(品質保証活動、運転管理、保守管理、燃料管理、放射線管理及び環境モニタリング、放射性廃棄物管理、異常徴候と事故・故障等発生時の対応及び緊急時の措置、安全文化の醸成活動)の評価、保守管理における経年劣化事象評価、最新の技術知見の反映状況評価、確率論的リスク評価等が計画どおりに実施されていること等、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビュー実施ガイドライン」の要求事項に沿った形で4号機の定期安全レビューが進められたことを確認した。</p>

「放射性廃棄物（放射性固体廃棄物）管理の実施状況」については、「放射性廃棄物管理指針」や「放射性固体廃棄物保管管理手引」などの指針・手引に基づき、適切に実施されていることを計画書、記録等により確認した。降下物影響評価、クリアランス管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理についても手引に基づき実施されていることを記録により確認するとともに、固体廃棄物貯蔵庫（2号棟）の固体廃棄物、クリアランスエリア等の現場確認を行い、手引に基づき適切に管理されていることを確認した。

また、本年6月に実施された低レベル放射性固体廃棄物の発電所外廃棄に関しては、放射性固体廃棄物の輸送容器への収納、輸送容器の線量当量率等の測定・保管、発電所外への運搬計画、車両への輸送容器の積載及び線量当量率の測定、車両による構内外運搬等、一連の業務が、「廃棄体製作管理手引」、「低レベル放射性廃棄物運搬管理手引」等に基づき適切に実施されていることを記録等により確認した。

「定期試験（5号機非常用ディーゼル発電機（A）手動起動試験）立会（抜き打ち検査）」については、中央制御室及び現場にて立会い、発電指令課長の指揮の下、中央制御室及び現場ともに適切に人員が配置され、非常用ディーゼル発電機（A）手動起動試験が手順書に従って適切に実施されていること、非常用ディーゼル発電機（B）と（C）が待機状態にあり、保安規定が遵守された状態にあることを確認した。

「予防処置の実施状況（抜き打ち検査）」については、水密扉の製造管理上の問題に関する原子力規制庁からの文書を受け、スクリーニング検討会に諮られ、水密扉について全数調査すること、並びに溶接部等の調査方法について審議されたことを確認した。また、当日実施予定の3号機の調査現場から1箇所を抜き取りで確認し、委託業務実施要領書に基づき適切な体制により水密扉の点検が実施され、要領書に定められた記録様式により記録されていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動の実施状況は良好であったと判断する。

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b></p> <p>①組織の力量管理の実施状況  ②放射線管理の実施状況  ③保安管理体制の維持状況  ④燃料管理の実施状況  ⑤定例試験(1号機中央制御室換気空調系隔離運転及び外気取入運転試験)の実施状況(立会)(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b>  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「組織の力量管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「保安管理体制の維持状況」、「燃料管理の実施状況」及び「定例試験の実施状況(立会)(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「組織の力量管理の実施状況」については、保安に関する組織は、必要な力量を明確にし、教育・訓練を行い、その有効性を評価し、該当する記録を維持しているかを確認することとし検査を実施した。検査の結果、教育・訓練管理要領に基づき必要な力量を明確にし、各課においては教育・訓練手引を定めて確実に運用していることを同要領及び手引にて確認した。しかしながら、各課に対する品質保証活動の指示・指導に関する業務を行う安全・品質保証室において、教育・訓練管理要領の下部規程である教育・訓練手引が作成されていないことが判明したが、教育・訓練管理要領に定められた力量付与に必要な専門教育を受講していることを教育・訓練実施報告書により確認したことから、他課と同様に教育・訓練手引を作成し、個人ごとの教育・訓練手帳により確実に実績管理を行うことを文書により指導した。また、現在新規基準の対応として工事計画認可申請に係る要員を関係課に配置しているが、あくまで、現行の保守管理、運転管理等に十分な力量を持った要員を配置し、支障を生じさせないようにしていることを資料により確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、放射線管理業務のうち、管理区域の設定・解除及び放射線計測器類の管理が適切に実施されているかを抜き打ち検査も用いて確認することとし検査を実施した。検査の結果、管理区域の設定・解除については、設定・解除エリアの線量当量率、表面汚染密度及び空气中放射性物質濃度を測定し、条件を満足していることを確認した後、設定・解除していることを管理区域設定・解除条件確認書で確認した。抜き打ち検査として、放射線計測器類の現場の管理状況を抜き取りで確認した。線量当量率測定用サーベイメータ及び汚染密度測定用サーベイメータについては、保安規定で定める数量が確保され、定期的に点検、校正されていることを計測器に取り付けられたラベルにて現場で確認し、その測定機器の校正手段が、国際標準の中に位置づけられ、必要な精度を満たしていることを点検・校正記録及び校正証明書により確認した。</p> <p>「保安管理体制の維持状況」については、保安に関する組織が、それぞれの職務に応じた保安管理業務を適切に実施しているかを確認することとし検査を実施した。検査の結果、平成25年度下期以降に開催された原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会について、審議事項が適切であること、決められた構成メンバーが参加することで委員会の成立条件を満たし、原子炉主任技術者の意見を尊重し、適切に審議されたこと、また、各委員会の審議結果が半期報告として社長へ報告されたことを議事録等により確認した。さらに、各委員会で審議された事項に係る原子炉主任技術者等の意見、コメントの</p>

反映状況についても確実にフォローされていることを資料により確認した。なお、原子力発電保安運営委員会の審議事項に該当しない軽微な変更が、解釈例規に基づいて審議事項に該当しないと判断され、その判断結果には問題となる点は認められないことを社内規定の制定・改廃に係る承認書により確認した。

「燃料管理の実施状況」については、長期間作業を行っていない新燃料の運搬、燃料の検査及び使用済燃料の運搬について、所員及び協力会社の技術力をどのように維持しているか、また、日々の管理が適切に実施されているかを抜き打ち検査も用いて確認することとし検査を実施した。検査の結果、日々の管理状況としては、燃料プール等運用要領及び燃料炉心課作業管理・パトロール手引に基づき3ヶ月に1回燃料プールに保管されている燃料等の健全性確認を行っていることを巡視チェックシートより確認した。また、技術力の維持のため、燃料取替機の操作については力量を持った燃料炉心課員が燃料取替機の机上教育、燃料取替機機上訓練を年1回受講していること、燃料からの漏えいの有無を確認する SHIPPING 装置が年に1回点検されるので、その点検作業に燃料炉心課員が立会い、教育を受講していることを教育実施報告書及び点検作業報告書により確認した。さらに、抜き打ち検査として、月1回情報共有を目的として実施される職場懇談会に出席し、懇談のテーマが適切か、また、効果的な説明になっているかについて確認を行った。今回は、過去のトラブル事例を題材に、単に説明を聞くだけでなく、お互い意見を出し合い議論していることを確認した。

「定例試験の実施状況」については、保安検査期間中に行われる「1号機中央制御室換気空調系隔離運転及び外気取入運転試験」を立会項目として選定し、「定例試験要領」に従い実施しているかを確認することとし、中央制御室、現場での立会を抜き打ち検査として実施した。検査の結果、操作要領に不備は認められず、かつ定例試験は操作要領に従い、指差呼称や復唱により確実に操作を行い、機器ごとに異音、異臭、水漏れの有無や、計器指示を確認していることを現場で確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転状況聴取、運転記録確認及び発電用原子炉施設巡視の結果、特段問題は認められなかった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであったと判断する。

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	平成27年8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>②2号機の「定期安全レビュー」保安活動の実施状況</p> <p>③保全活動の実施状況</p> <p>④1号機の安全点検実施状況</p> <p>⑤プラント停止中に作動を要求される設備保守管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥記録類の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦1号機の運転員減少に係るプラントの運転管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑧放射線管理状況に係る計測機器等の保守管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「2号機の「定期安全レビュー」保安活動の実施状況」、「保全活動の実施状況」、「1号機の安全点検実施状況」、「プラント停止中に作動を要求される設備保守管理状況(抜き打ち検査)」、「記録類の管理状況(抜き打ち検査)」、「1号機の運転員減少に係るプラントの運転管理状況(抜き打ち検査)」及び「放射線管理状況に係る計測機器等の保守管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、主として前回の保安検査以降に発生した不適合事象である「1号機 スタックトンネル湧水サンプル移送配管溶接部からのにじみ」「1号機 タービン補機冷却水ポンプ(A) 反カップリング側メカシール水配管折損」「雑固体減容処理設備不適合事象に関する状況確認」「2号機 A、B洗濯廃液モニタタンクの漏れ跡について」「床・壁等の汚染実績」について、各事象が、関連マニュアルに基づき適切に管理されていることを「不適合管理票」等により確認した。</p> <p>「2号機の「定期安全レビュー」保安活動の実施状況」については、2号機の2回目の定期安全レビュー(PSR)に係るマニュアル類として、「データ分析要項」、「原子炉施設の定期的な評価実施要領」及び「(細則)敦賀発電所 原子炉施設の定期的な評価実施手引書」が整備されていることを確認した。また、PSRの実施項目として、発電用原子炉施設における保安活動の実施状況の評価等が選定されていることを上記の手引書等により確認し、レビュー計画が適切に策定されていることを確認した。</p> <p>「保全活動の実施状況」については、1号機では、停止期間の延長に伴い、3回に渡り施設定期検査申請内容が変更されたこと、設備の追加点検が計画されたこと及び各種機器の点検が計画に従い実施されていることを「施設定期検査申請内容の変更について」等により確認した。その他、非常用ガス処理系起動試験の現場確認を行い、試験が「定期試験手順書」に従って適切に行なわれ、試験結果が判定基準を満足することの確認が適切に実施されていることを確認した。また、1号機中央制御室非常用循環系の手動起動試験の実施状況を「定期試験記録」により確認し、特に問題がないことを確認した。2号機についても同様に、平成23年7月に提出された施設定期検査申請書が2回変更されており、これに伴い設備の追加点検が計画され各種機器の点検が計画に従い実施されていることを「敦賀発電所2号機 第18回定期検査の長期化に伴う追加点検計画表」等により確認した。その他、2号機原子炉補機冷却海水ポンプ(E)の分解点検について現場確認を行い、作業が計画どおりに実施され、安全対策に問題のないことを確認した。また、2号機原子炉補機冷却水冷却器(C)の伝熱管ECT(渦流探傷試験)後の細管取替の実施準備について現場確認を行い、作業が計画どおりに準備され、安全対策に問題のないことを確認した。直流電源設備の保全活動については、特別な保全計画に従って毎年点検されていることを「保全内容決定表(直流電源装置用)」等により確認した。また、比重測定及び電圧測定が毎月行われていることを点検に係る記録等により確認するとともに、現場での立ち会いを行い、測定作業が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「1号機の安全点検実施状況」については、今後の廃止措置作業に万全を期</p>

すため廃止措置開始後も使用する設備を中心に自主点検が行われたのでその内容を確認した。具体的には、a)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、b)放射性廃棄物の廃棄施設、c)放射線管理施設、d)非常用電源設備を点検対象とし、定期事業者検査に係る事項に沿って点検が実施されたほか、サイトバンカープールライニング及び燃料プールライニングの腐食等を確認する点検や、固体廃棄物貯蔵庫の内外壁に対する打撃試験が実施されたことを点検記録の抜き取りにより確認した。

「プラント停止中に作動を要求される設備の保守管理状況（抜き打ち検査）」については、洗濯廃液モニタタンクにおける腐食漏洩を受けて、放射線透過探傷検査（RT）によるモニタタンク接続配管の腐食状況の調査が保安検査期間中に行われたことから、作業の調達管理状況、体制、安全対策の実施状況を確認した。検査の結果、点検工事の発注や手順書の整備状況、線源の取扱状況等に問題はなく、照射作業が適切に実施されたことを現場立会い等により確認した。

「記録類の管理状況（抜き打ち検査）」については、他の原子力施設で保存が要求される記録を紛失した事案が確認されたことに鑑み、中央制御室レコーダー記録紙等、保安活動の記録の保管管理状況について確認した。検査の結果、中央制御室、執務室、資料室、資料保管室の現場にてレコーダー記録紙等の交換方法、交換から保管までの行為とその承認方法を確認し、保存が必要な記録類が適切に保管、管理されていることを「敦賀発電所発電室運転記録管理取扱書」等により確認した。

「1号機の運転員減少に係るプラントの運転管理状況（抜き打ち検査）」については、1号機の運転直員を1直当りこれまでの5名から3名に削減させたことから、その影響を確認した。検査の結果、巡視時等で、運転員が不足する場合においては、運転支援グループから応援を出すことで対応すること、また、非常時／故障時においても所内で必要人数を確保出来ることを聴取等により確認し、引き続きプラントの運転管理が適切に遂行されていることを確認した。

「放射線管理状況に係る計測機器等の保守管理状況（抜き打ち検査）」については、放射線管理業務に係る計測機器類について点検記録及び校正記録の抜き取り検査を行い、計器点検等が計画的に行われ、トレーサビリティが適切に維持されていることを「放射線管理用計測器点検記録」により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段の問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	平成27年8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①安全文化醸成活動の実施状況  ②原子炉施設の定期的な評価の実施状況  ③保安教育の実施状況  ④放射線管理の管理状況  ⑤電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況  ⑥安全・防災室業務の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「安全文化醸成活動の実施状況」、「原子炉施設の定期的な評価の実施状況」、「保安教育の実施状況」、「放射線管理の管理状況」、「電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況」及び「安全・防災室業務の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成26年度安全文化醸成のための活動計画に基づく活動の状況評価及びその評価結果を踏まえ、安全・防災室長が「安全文化要綱」に基づき、平成27年度美浜発電所の安全文化醸成活動の計画を適切に定め、実施していることを「平成27年度美浜発電所安全文化醸成のための活動年度計画」(以下「平成27年度安全文化醸成活動計画」という。)等の記録により確認した。</p> <p>「原子炉施設の定期的な評価の実施状況」については、保安規定第3章第4節(第11条)に定める原子炉施設の定期的な評価(以下「定期安全レビュー」という。)が、3号機について実施されることから、評価の実施体制、実施手順、評価の視点等について、「定期安全レビューの実施手順に関する要綱指針」等に基づき、原子力安全部門統括が、実施計画において、明確に定めていることを「美浜発電所3号機定期安全レビュー(第3回)の実実施計画について」の記録により確認した。</p> <p>「保安教育の実施状況」については、保安規定第10章に規定されている所員への保安教育(第131条)及び請負会社従業員への保安教育(第132条)が、「教育・訓練要綱」に基づき継続的に実施されていることを「平成27年度保安教育実施計画/実績表」等の記録により確認した。</p> <p>「放射線管理の管理状況」については、保安規定第7章第1節に規定されている区域管理が、「美浜発電所放射線管理業務所則」(以下「放射線管理業務所則」という。)等に基づき適切に管理されていることを「一時的な管理区域設定指定票」等の記録及び現場において確認した。</p> <p>「電源機能等喪失時の体制の整備の実施状況」については、保安規定第4章第18条の2に規定されている電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員の配置、要員に対する訓練、資機材等の管理が、「美浜発電所電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応所達」(以下「SBO所達」という。)に基づき適切に行われ、評価されていることを「平成26年度保安規定第18条の2に基づくSBO対応活動の評価結果および改善事項について」等の記録及び現場において確認した。</p> <p>「安全・防災室業務の実施状況」については、抜き打ち検査として、保安規定第5条に定める保安に関する職務のうち安全・防災室が実施する原子炉施設の管理運用に関する安全評価、原子力防災業務等について「安全管理業務要綱」等に基づき適切に実施されていることを「美浜3号機第24回定検時における格納容器内異物等の管理結果について」等の記録により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(1号機ディーゼル発電機負荷試験)への立会い等を行った結果、特段の問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	平成27年8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①安全文化醸成活動の実施状況  ②東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況  ③燃料貯蔵管理の実施状況  ④地震火災発生時の措置に関わる実施状況  ⑤現場工事管理の実施状況  ⑥請負会社管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「安全文化醸成活動の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」、「燃料貯蔵管理の実施状況」、「地震火災発生時の措置に関わる実施状況」、「現場工事の管理の実施状況」及び「請負会社管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「安全文化醸成活動の実施状況」について、原子力安全文化推進委員会にて、昨年度の取り組みについて評価され平成27年度取り組み方針について確認されたのち、マネジメントレビューで安全文化醸成活動の取り組み方針3点が提案され社長からの指示事項とされていることを議事録で確認した。社長指示事項の他、気がかり事項を反映して発電所平成27年度の重点施策として新たに協力会社とのコミュニケーションの活性化などが立案され、活動が実施されていることを確認した。また、今年度の安全文化醸成活動の取り組みについて大飯発電所長にインタビューを実施した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、重大事故等発生時等の対策(以下「SA対策」という。)に係る手順書、設備等の整備、並びに組織及び要員の力量が明確化され、教育・訓練(運転訓練を含む。)等が適切に行われていることを確認した。手順書について、事業者は新規基準への適合性審査の状況を踏まえたSA対策の訓練を保安規定施行までに速やかに実施する必要があるとして、その手順について原子力発電安全運営委員会により承認され教育訓練を実施していることを記録並びに立ち会いにて確認した。</p> <p>「燃料貯蔵管理の実施状況」については、発電所にて使用する燃料、内挿物及び燃料取扱い関連設備、機材の健全性確認が社内標準に従い実施され、四半期毎報告書に取りまとめていることを確認した。また、定期検査時に次サイクルに装荷予定の照射済み燃料の健全性が確認されていることについても確認した。さらに、原子炉内にて燃料損傷が発生した場合に実施される SHIPPING 検査については、原子炉運転中のよう素131の濃度を監視し基準濃度に達しなかったため、省略されたことについても確認した。</p> <p>「地震火災発生時の措置に関わる実施状況」については、地震、火災が発生した場合の措置並びに初期消火活動のための体制整備に関する措置が適切に実施されていることを検査により確認した。また、平成27年6月に発生した3,4号機廃棄物処理建屋内火災時の対応について確認し、手順通り実施されており、事象発生後、これら活動の有効性を所長室にて評価されていることを確認した。</p> <p>「現場工事の管理状況」については、新規基準対応の津波対策等の工事を多く担当している土木建築工事グループ及び機械工事グループが、グループ員の力量を考慮して業務分担を設定し、グループの品質目標を策定し業務を行っていること、防潮堤他かさ上げ工事等が、原子力事業本部にて設計及び調達のプロセスを実施し、原子力事業本部からの依頼により発電所にて、あらかじめ</p>

設定したホールドポイントの立会い等により工事管理を行っていることを確認した。また、海水ポンプ周辺の保全区域は、工事に伴う立入制限等の方法の変更措置により管理されていることについても確認した。

「請負会社管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、請負会社の放射線防護については「放射線管理仕様書」の内容を請負会社が遵守するように打ち合わせを行い作業計画書に反映していること、その従業員への保安教育については請負会社の保安教育現場への立会い等により管理していること及び業務の補助を請負会社に行わせている固体廃棄物処理業務委託（廃棄物庫）の管理について、ホールドポイントを定め、それに基づいて業務の実施状況を確認する等により管理が行われていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視及び定例試験（1号機非常用ディーゼル発電機負荷試験）への立会を行った結果、特段の問題がないことを確認した。また、保安検査期間中に台風接近に伴い暴風圏に入ることが予想されたことから警戒指令がだされ、ディーゼル発電機の自動待機チェックのほか屋外設備の点検が実施されていることも記録により確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	平成27年8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①安全文化醸成活動の実施状況  ②プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況  ③原子力防災資機材等の管理状況  ④区域管理の実施状況  ⑤周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)  ⑥原子炉主任技術者の職務等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「安全文化醸成活動の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、「原子力防災資機材等の管理状況」、「区域管理の実施状況」、「周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」及び「原子炉主任技術者の職務等の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成27年度の安全文化醸成に係る活動計画が、平成26年度の評価結果から得られた課題に対する重点施策とともに、原子力事業本部からの指示事項を適切に反映し、策定されたことを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、原子力事業本部及び高浜発電所にて平成27年度保守管理目標を制定しており「新規制基準等への対応」及び「高浜1/2号機運転期間延長への対応」を継続するとともに、実施状況に応じて具体的な方策を見直していることを「平成27年度高浜発電所 運営計画書」により確認した。高浜3号機(第21回保全サイクル期間中)では、長期停止に伴い、前回解列から本年3月で3年を経過することから、長期的な劣化状況、健全性確認及び機能維持等の観点から、本年5月、3回目の追加点検計画を策定されたことを確認した。併せて、高浜4号機については、本年6月、4回目の追加点検計画を策定されたことを確認した。また、追加点検項目の抽出においては、通常定検時に使用している原子力保全統合システムに登録されている保全指針(各機器の点検部位・点検内容・点検周期等のデータベース)から対象データを抽出し、追加点検抽出フローに従い各機器の点検部位毎に点検の要否を評価していること(今回は、再起動後13ヶ月運転を前提に評価)及び前回の追加点検で点検不要と判断した機器の再評価を実施していることを確認した。</p> <p>「原子力防災資機材等の管理状況」については、保安規定に定められている原子力防災資機材が、社内標準に基づき管理され、定められた点検要領に基づき確実に点検されていることを記録により確認した。</p> <p>「区域管理の実施状況」については、管理区域の設定・解除、区域区分、出入管理、保全区域等の区域管理が、社内標準に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「周辺監視区域の管理状況(抜き打ち検査)」については、社内標準に基づき周辺監視区域の境界に標識が設けられ周辺監視区域であることが明示されており、人が立ち入る可能性のある場所には、柵等が設けられ周辺監視区域の範囲が区別されていることを現場にて確認した。また、周辺監視区域の柵周辺での工事に伴い同柵が干渉する場合の措置として、仮設の柵を設ける際には、周辺監視区域が狭くならないように敷設されていることを現場にて確認した。</p> <p>「原子炉主任技術者の職務等の実施状況(抜き打ち検査)」については、原子炉主任技術者が、社内標準に基づき適切に選任されていることを確認した。また、原子炉主任技術者の職務については、社内標準及び記録により適切に実</p>

	<p>施されていることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運営管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等（1号機 内部スプレポンプ起動試験、3号機 Aディーゼル発電機起動試験）への立会等を行った結果、特段の問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>
--	--

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b></p> <p>①過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況</p> <p>②東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>③マネジメントレビューの実施状況(本社検査を含む)</p> <p>④内部監査の実施状況(本社検査を含む)</p> <p>⑤放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑥測定機器の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」、「内部監査の実施状況」、「放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」及び「測定機器の管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」に関しては、平成27年8月5日、原子力規制委員会にて保安規定違反(監視)となった「島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正記録不備」の原因分析及び再発防止対策の実施状況を確認する計画であったが、再発防止対策の検討が進行中のため、適切な校正が実施されていない流量計と同様な管理をしている機器の点検状況を確認することとし、対象となる機器について手順書等に基づき適切に点検が実施されていることを点検記録により確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関しては、全交流電源等の喪失時における対応訓練及び電源機能等喪失時対応資機材の点検が計画に基づき着実に実施され、緊急安全対策等が適切に維持管理されていることを訓練実施報告書及び点検記録により確認した。</p> <p>「マネジメントレビューの実施状況」に関しては、マネジメントレビューが社内規程に基づき適切に実施されるとともに、マネジメントレビューのアウトプットが品質目標に反映され、策定された業務計画に基づく活動が適切に実施されていることを記録により確認するとともに、前年度の安全文化醸成活動の評価を踏まえ、今年度の活動計画を適切に策定していることを記録により確認した。また、マネジメントレビューの実施状況等について、保安業務を統括する管理責任者である電源事業本部長に対してインタビューを実施し、経営責任者の同活動への関与・取り組み状況を確認した。</p> <p>「内部監査の実施状況」に関しては、安全管理監査及び実施部門内部監査において、社内規程に基づき平成26年度の内部監査が適切に実施されるとともに、平成27年度の基本計画が適切に策定されていることを記録により確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)」に関しては、固体廃棄物貯蔵所に保管される放射性固体廃棄物の搬入出等の管理が手順に基づき適切に実施されていることを記録により確認した。一方、保安検査中に放射性固体廃棄物貯蔵所B棟、C棟において、ドラム缶の収納保管状況を現場で確認したところ、点検通路が充分確保されていない箇所が確認されたため、各貯蔵所内において、作業員の巡視点検が確実に実施できるよう、点検通路の適切な設置を指導した。</p>

	<p>「測定機器の管理状況（抜き打ち検査）」に関しては、発電所内設置の測定機器のうち放射線測定機器を抜き取り管理状況を確認したところ、要領や手順書に基づき放射線計測器の管理が適切に実施されていることを点検記録及び工事報告書により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視、定期試験（1号機非常用ガス処理系手動起動試験）への立会い等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>また、保安検査実施期間中に1号機新燃料汚染状況調査があったことから、使用済燃料プール内の新燃料移動作業の立会を実施した結果、「作業要領書」等に基づき適切に実施されていることを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであると判断する。</p>
--	---

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	平成27年8月31日(月) ~ 9月11日(金)
検査項目	<p>1) <u>基本検査項目</u> (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②定期安全レビューの実施状況 (原子力本部、本店 (原子力部、考査室原子力監査担当)、及び原子力保安研修所を含む)</p> <p>③保守管理の実施状況</p> <p>④現場作業管理の実施状況</p> <p>⑤放射性液体廃棄物管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑥現場作業管理の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>2) <u>追加検査項目</u></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」「定期安全レビューの実施状況 (原子力本部、本店 (原子力部、考査室原子力監査担当)、及び原子力保安研修所を含む)」「保守管理の実施状況」「現場作業管理の実施状況」「放射性液体廃棄物管理の実施状況 (抜き打ち検査)」「現場作業管理の実施状況 (抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、平成27年度第1回保安検査以降、緊急時対応用資機材の点検・管理が、マニュアル等に従い適切に実施されていることを点検記録等により確認した。緊急安全対策等の工事の実施状況については、「格納容器内圧力計移設工事」他2件について、工程管理、竣工検査、検収が適切に実施されていること等を統合型保修管理システム (以下「EAM」という。) 等で確認した。緊急安全対策等に係る教育・訓練については、平成27年度に実施した机上教育については669名が計画通り受講されていることを実施報告書にて確認した。また、実技訓練が実施計画書に基づき実施されていることを聞き取りにより確認した。</p> <p>「定期安全レビューの実施状況 (原子力本部、本店 (原子力部、考査室原子力監査担当)、及び原子力保安研修所を含む)」については、定期安全レビューの実施に関する要求事項、体制、要員の力量、評価基準等を定めた内規等が原子力関係学会による基準の改訂等により適切に改正されていることを確認した。1号機及び3号機の定期安全レビューの実実施計画書は、内規等に基づき実施体制、評価対象期間、評価実施工程等が明確に定められ作成されていること、実施組織に対しメール、電子掲示板等により周知されていることを確認した。各実施組織は力量を有する要員を配置し、実施計画書に基づき評価の詳細工程を作成していることを確認した。また、評価プロセスの透明性及び評価結果の客観性を確保するための第三者評価の体制等が適切であること、本店考査室原子力監査担当による内部監査が計画されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、前回検査を実施した平成26年度第3回保安検査以降、保守管理に係る内規は適切に改正されていることを記録により確認した。1号機の特別な保全計画に基づく点検 (以下「特別な点検」という。) (2回目) 及び2号機の特別な点検 (2回目) について保全計画総合評価会が開催され、保全の有効性が確認されていること並びに評価の結果、点検周期の延長や保全方法が変更された機器については、点検計画が適切に改正されたことを「保全計画総合評価会議事録」、点検計画等にて確認した。2号機の特別な点検 (2回目) の点検状況は、保全の有効性評価の結果に基づく保全計画の改正内容が適切に点検仕様に反映されていること及びその点検仕様に従い点検が適切に実施されていることを記録により確認した。平成26年度第3回保安検査では特別採用されていた機器があることを確認していたが、平成27年2月20日にその取替用部品が納入され、同月26日に取替済みであること及び現地で校正試験が実施されており、許容誤差範囲内であることが確認されたことをEAM記録等により確認した。3号機の特別な点検 (4回目) についても、適切に点検が計画されていることを計画書等により確認した。</p> <p>「現場作業管理の実施状況」については、3号機の特別な点検 (4回目) については、計画段階から作業担当箇所、協力会社を含めて工程調整やエリア調</p>

整を行い、工事期間中においては日間工程会議にて工程調整が実施されていることを議事録等にて確認した。期間外定検については作業担当課にて関係箇所や協力会社を集めて工事期間、作業場所等の調整を行っていることを聞き取り等により確認した。また、同一系統・機器について複数の作業が実施される作業管理については、系統管理課により作業範囲を包含する系統・機器について隔離操作が行われ、作業担当箇所にて直接現場で隔離状態を確認したのち、系統管理課長により作業が許可される仕組みになっていることを聞き取り等により確認した。また、系統、設備・機器の隔離状態についてはコンピュータ画面上の系統図等に点検対象機器、点検内容、電源系の隔離状況、点検機器に関連する工事件名が表示され、機器の状態、重複工事、重複作業等が管理されていることをコンピュータ画面等により確認した。

「放射性液体廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、放射性液体廃棄物の管理のうち、保安規定第100条で規定された放射性液体廃棄物の放出状況では平成26年度及び平成27年6月迄の実績が管理値または目標値以下であったことを記録により確認した。また、平成26年度業務計画では放射性液体廃棄物の計画外放出は0件に目標設定され、目標が達成されたこと並びに平成27年度業務計画でも同放出は0件に目標設定され、8月末迄の実績は0件であったことを確認した。放射性液体廃棄物放出管理用計測器の管理では、平成26年度及び平成27年7月迄の点検が適切に計画、実施されていることを「放射線計測器等点検実績一覧」により確認した。濃縮廃液の処理では、濃縮運転限界の管理、水質測定に係る発電課との情報共有等が適切に実施されていることを平成27年度実施分からの抜取りにより確認した。

「現場作業管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、重複した隔離操作のある「3号機海水ピット除塵装置ウォッシュポンプ3B点検」について隔離操作許可から作業許可までの作業に立会し、隔離操作の許可、隔離操作、隔離後の作業担当箇所による隔離の確認、系統管理課長による作業許可が内規等に従って実施されていることを確認した。また、試運転操作と機器設置場所が異なる「3号機蓄電池室排気ファン3Aの試運転」について「試運転連絡票」の発行から起動操作に立会し、ツールボックスミーティング・危険予知活動の状況、電源投入前の確認行為、試運転タグの取付けによる識別管理等が内規等に従って実施されていることを確認した。ファン起動時は中央制御室とファン設置場所において連絡を密にし、コミュニケーションが図られていることを確認した。また、ファン設置場所での作業担当箇所による作業においては、記録確認項目や安全作業上の措置が取られていることを作業要領書や「作業指示書」等にて確認した。

保安検査実施期間中における日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視、定例試験等（1号機電動補助給水ポンプ及び2号機格納容器スプレイポンプ）の立会等を行った結果、特段の問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	平成27年8月24日(月) ~ 9月4日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>③保守管理の実施状況</p> <p>④放射線管理の実施状況</p> <p>⑤放射性固体廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑥点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦燃料管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「放射性固体廃棄物管理の実施状況」、「点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査)」及び「燃料管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、事業者が策定した計画に従い、着実に進捗していることを確認した。また、資機材及びマニュアル類も適切に維持管理されていることを確認した。更に、新規制基準要求に対応して、重大事故等対策に係る運転要員の力量取得及び維持向上の試行的な取組みや保守対応要員(所員及び協力会社員)の体制の整備に係わる検討が開始されたことを聴取等により確認した。</p> <p>「安全文化醸成活動の実施状況」については、平成26年度の活動が適切に実施され、評価結果が平成27年度の計画に反映されていること及び平成27年度の活動が実施されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、平成26年度に実施した保守管理に係る有効性の評価が適切に行われ、特別な保全計画のもと設備機器の点検が計画どおり実施されていること、また、運転終了を決定した1号機についても現行の保安規定を逸脱することなく、保守管理が実施されていることを確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、放出管理用計測器及び放射線計測器が保安規定第101条及び第113条に定められた数量を確保しながら、定期点検等を行い適切に維持、管理されていることを聴取及び記録により確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物が規定された手順に従い、種類に応じて適切に運搬・処理・保管が実施されていることを「ドラム運搬依頼票」、「固体廃棄物集計表」等の記録及び現場により確認した。</p> <p>「点検・補修等の実施状況(抜き打ち検査)」については、放射線計測器の定期点検後に貼付される放射線計測器管理ラベルの貼付状況及び管理ラベルの記載内容が点検内容と整合していることを「放射線計測器管理台帳」等で確認した。なお、蛍光ガラス線量計測定装置に管理ラベルの一部が貼付されていない事象に対して「不適合報告書」が発行され、適切に処理されていた事を確認した。</p> <p>「燃料管理の実施状況(抜き打ち検査)」については、「平成27年度玄海原子力発電所日本原燃向け使用済燃料輸送実施計画書」が所長により承認され、発電所外への運搬に必要な手続きが規定類等に基づき適切に行われるとともに、実入り輸送容器を管理区域外に運搬するための構内輸送作業が「平成27年度使用済燃料輸送作業要領書」に従って実施されたことを現場立会等により確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験等への立会を行った結果、特段の問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	平成27年9月7日(月) ~ 9月18日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</p> <p>①新規制基準を踏まえた検査  ②放射性固体廃棄物の管理の実施状況  ③水質管理の実施状況  ④過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況  ⑤保全区域及び周辺監視区域の管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては「新規制基準を踏まえた検査」、「放射性固体廃棄物の管理の実施状況」、「水質管理の実施状況」、「過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況」、「保全区域及び周辺監視区域の管理の実施状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果「新規制基準を踏まえた検査」については、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に係る資機材の点検計画(点検項目、点検頻度、点検内容)が保修課策定の「保安規定に基づく保修業務要領」、発電課策定の「運転基準(総括編)」等、安全管理課策定の「放射線管理要領」、技術課策定の「技術基準」等及び防災課策定の「非常事態対策要領」に定められていることを確認した。重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に係る資機材の点検を適切に実施していること及び防災課長が各課の点検実績を毎月取りまとめ、所長に報告していることを記録確認した。チャート室、2号計算機室、訓練センター等において、保修課、発電課、安全管理課及び防災課が管理している資機材を什器等に適切に保管していることを現場確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物の管理の実施状況」については、放射性固体廃棄物を「放射線管理要領」に基づいて、ドラム詰処理し、固体廃棄物貯蔵庫に保管していること及び安全管理課員が1週間に1回の頻度で固体廃棄物貯蔵庫を巡視するとともに、3か月に1回の頻度で保管量を確認していること等を記録確認した。原子炉補助建屋において、その他の雑固体廃棄物をポリ袋詰し、表面線量当量率を測定の上、廃棄物表示ラベルに必要事項を記入し、あらかじめ定められた集積場所に仮置きしていること及び固体廃棄物貯蔵庫において、ドラム缶の表示ラベルに「内容物」「種類(可燃・不燃)」「線量当量率(表面及び1m位置)」等を記入し、識別していることを現場確認した。</p> <p>「水質管理の実施状況」については、1号機第21回定検時において、1次系水質管理として保安規定第18条(水質管理)に係るpH、電気伝導率等、保安規定第19条(停止余裕)等に係るほう素濃度、保安規定第49条(1次冷却材中のよう素131濃度)等に係るよう素131濃度、保安規定第57条(原子炉格納容器スプレイ系)に係る苛性ソーダ濃度及び2次系水質管理として保安規定第18条(水質管理)に係るpH、カチオン電気伝導率、保安規定第47条(蒸気発生器細管漏えい監視)に係る全放射能を「化学管理基準」等に定められた頻度で測定し、基準値又は運転上の制限を満足していることについて確認していることを記録確認した。</p> <p>「化学業務要領(第11章 化学・放射化学測定法)」に定められたほう素濃度及びヒドラジン濃度の分析手順が「加圧水型原子炉一次冷却材の化学分析方法 ほう素:2010(AESJ-SC-S002:2010)」「ボイラの給水及びボイラ水 試験方法(JIS B 8224)」に基づいていることを確認した。放射化学室において、1次系の燃料取替用水タンクから採取した試料を「化学管理業務要領(第11章 化学・放射化学測定法)」に従い、ほう素濃度、塩化物イオン濃度等について分析していることを現場確認した。</p> <p>「過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況」については「保安規定に基</p>

づく保修業務要領」「非常事態対策基準」「非常事態対策要領」「成立性確認訓練実施要領」「火災防護計画（要領）」「技術基準」等を改正し、不適合処置を適切に実施していることを確認した。当該2件の違反（監視）事項が発生したことから「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」を改正し、規定文書の作成（制定・改正）及び審査における留意事項「規定文書の制定、改正、審査の際の留意事項」を追記していることを確認した。また、人的過誤の直接要因について分析することとしていることを聴取により確認した。平成27年度第1回保安検査において確認した全ての気付き事項に対し、改善措置を適切に実施していることを記録確認した。

「保全区域及び周辺監視区域の管理の実施状況（抜き打ち検査）」については、保全区域及び周辺監視区域の巡視点検を1か月に1回の頻度で実施し、標識、フェンス等の異常の有無について確認していること等を記録確認した。敷地南側周辺監視区域において、防護基準別紙2「周辺監視区域標識配置図」のとおり標識が設置され、破損、脱落等の異常がないこと、フェンスに破損等の異常がないこと、正門守衛所で警備員が立ち入り許可証等の確認を行い立入制限していること及び海水ポンプエリアの保全区域において、防護基準別紙3「保全区域標識配置図」のとおり標識が設置され、破損、脱落等の異常がないこと及び保全区域入口で警備員が立入許可証の確認を行い立入制限していることを現場確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験（1号機 充てん／高圧注入ポンプ起動試験）への立会等を行った結果、特段の問題がないことを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。

発電所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
検査実施期間	平成27年9月3日(木) ~ 平成27年9月16日(水)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</b></p> <p>① <u>保守管理不備を踏まえ再構築されたとする保守管理体制及び品質保証体制の改善、定着状況</u>  <u>保安措置命令発出以降の違反(監視)事項外に係る改善措置状況</u>  (機器ごとの安全機能の重要度分類が適切に設定されていない機器について)</p> <p>② 非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッド点検に係る実施状況③放射性固体廃棄物管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b>  なし</p>
検査結果	<p>今回の保安検査においては、これまでの保安検査で指摘した違反事項から抽出された品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)上の課題、組織的取り組みが必要な要因に係る対応状況を確認することとし、引き続き平成26年12月22日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が提出した保安措置命令等に対する報告(以下「機構報告」という。)にて示された「保守管理不備を踏まえ再構築されたとする保守管理体制及び品質保証体制の改善、定着状況」の「改善活動の取り組み状況」として、過去の指摘事項の対応状況等を確認した。</p> <p>特に、保安検査実施前に原子力規制庁と機構との面談において、機器ごとの安全機能の重要度分類が適切に設定されていない機器が多数あることが判明したことから、プラントの安全確保の観点から適切な対応が取られていたのにか等について優先して確認した。</p> <p>また、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」については、抜き打ち検査により、その実施状況を確認するとともに現場確認を実施した。</p> <p>確認結果の概要は、以下のとおり。</p> <p>1) 保守管理不備を踏まえ再構築されたとする保守管理体制及び品質保証体制の改善、定着状況(機器ごとの安全機能の重要度分類が適切に設定されていない機器について)</p> <p>平成26年度第4回保安検査での保安規定違反指摘事項「措置命令等に係る再発防止対策の未実施(機器レベル安全機能重要度区分の未設定)」を踏まえ、機構では、機器ごとの安全機能の重要度分類の再整理として、平成27年5月11日に作業を開始したところ、クラス1に設定されるべき機器がクラス3以下に設定されていたこと等、安全機能の重要度分類が適切に設定されていない機器が多数あること、これらを同月12日に認識していたにもかかわらず、同年9月1日に不適合報告書が発行されるまで不適合管理が行われていなかったことが判明した。</p> <p>また、安全機能重要分類の再整理の結果、保全方式が事後保全(以下「BDM」という。)から予防保全(時間基準保全)(以下「TBM」という。)に変更される機器が90機器(クラス1:20機器、クラス2:70機器)あり、これまで点検が実施されていなかった。さらに、これらを同年6月11日に認識していたにもかかわらず、同年9月1日に不適合報告書が発行されるまで不適合の除去(未点検状態の解消等)がなされず不適合としての管理が行われていなかったことが判明した。</p> <p>機構では、機器ごとの安全機能の重要度分類の変更が生じているが、現在、高速増殖原型炉もんじゅの低温停止状態における機能要求の「冷やす」「閉じ込める」機能に影響がないこと、プラント状態は当直による常時監視でプロセス量に異常がないことを確認していること、9月14日時点で適切な保全方式に修正が必要とされる90機器については分解点検を行うこととし、点検を行うまでの間は技術評価の上、特別採用とすることからプラントの安</p>

全性に影響がないと説明している。

・保安検査では、上記の事実関係を聴取したが、安全機能の重要度分類が変更された機器数が確定されておらず、機構からは再整理作業が10月中旬まで要するとの説明があったことから、事実関係の把握ができず、保安規定の遵守状況を確認する上で、必要な事実関係は確定できなかった。

今後、保安規定の遵守状況に問題等が確認された場合には必要な対応を行うものとする。

## 2) 非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッド点検に係る実施状況

平成27年7月15日から点検業者による非常用ディーゼル発電機（以下「DG」という）B号機の開放点検を実施していたところ、同年7月17日、クレーン操作を誤りシリンダヘッドを落下させ、インジケータコック※を変形させた事象について（平成27年8月26日付けで機構から原子炉等規制法第62条の3に基づく報告が行われている）、保安規定第3条の品質保証における調達管理の実施状況を保安検査により確認した。

※ディーゼル機関の起動前準備として、シリンダ内に溜まったガスを排出する際に使用する弁

供給者の経営面に係る評価については、その評価及び再評価の方法、基準等を定めているが、その文書は保安規定に基づく文書として管理されていないことを確認した。また、機構では、実際の評価は、敦賀事業本部が入札手続きで供給者から資格者管理使用印鑑届書を入手し、全省庁統一資格を有することの確認を行い、これにより、競争参加者資格審査要領に定められた、評価方法、基準に基づき供給者の評価を実施したとしているが、その実施したことを記録で確認できなかったほか、調達プロセスに複数の不備があることを確認した。

調達要求事項である品質保証計画書の確認は、「請負契約にかかわる一般仕様書（以下、「一般仕様書」という。）」に要求事項として明確化されているが、機械係は、現地作業のみを対象に記載された「現地工品質保証計画書」の確認を行っていた。調達要求である、供給者の全社的な品質保証体制を表した品質保証計画書の確認が、工事着工した7月15日の約2ヶ月後の9月8日まで行われていなかったほか、調達要求事項及び調達製品の検証に複数の不備があったことを確認した。

また、敦賀事業本部での当該点検業者に対する経営状況等の評価において、評価の根拠とした記録が品質記録として作成及び管理されていないことを確認した。

上記の状況については、「非常用ディーゼル発電機B号機シリンダヘッドインジケータコックの変形」（法令報告事象）に係る報告（同報告に係る面談を含む）等を通じて事実関係の確認を進めているところであり、保安規定の遵守状況に問題等が確認された場合には、必要な対応を行うものとする。

## 3) 放射性固体廃棄物管理の実施状況（抜き打ち検査）

放射性固体廃棄物の種類（可燃物、不燃物等）に応じた処理後の各廃棄施設等での貯蔵又は保管管理並びに運搬実施状況について、保安規定に基づくQMS文書により管理していることを品質記録及び保管状況を現場で確認したところ、いずれも適切に管理されていることを確認した。

以上のとおり、今回の保安検査においては、直近の期中に発生した事案を中心に保安規定の遵守状況の確認を優先して行うこととしたため、これまでの指摘事項等に係る改善状況までは確認することができなかったが、こうした中でも、その事実関係を確認するに足る情報の提示がなされない状況や、保安規定

	<p>の遵守状況に疑義を生じさせる状況が確認される結果となった。こうした状況は「保守管理体制及び品質保証体制の再構築が完了した。」とする平成26年12月に機構が提出した保安措置命令等に対する対応報告の信頼性を更に欠くものであり、前回保安検査報告書にも示したとおり、機構は指摘事項に係る改善を早期に図るべきことはもとより、再構築が完了したとする保守管理体制及び品質保証体制に係る問題点を改めて認識の上、そこに立ち戻って再検討を行い、現況に応じた実効性ある対策を図る必要があると考える。</p>
--	---

別表 1 - 2 : 保安規定違反 (監視) について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 福島第二原子力発電所	1件 ☆	<p><b>【件名 福島第二原子力発電所における管理区域内の区域区分の維持管理上の不備について】</b></p> <p>平成27年度第2回保安検査において、放射線管理の実施状況を確認したところ、管理区域における掲示物等の確認行為が社内マニュアルに基づき実施されていないことが判明した。</p> <p>東京電力は、社内マニュアルの下位規程として発電所において手引きを策定し運用していたが、社内マニュアルが変更された際に、その変更内容が手引きに反映されておらず、結果的に社内マニュアルに基づいた確認が実施されていなかった。このことから、保安規定第3条（品質保証計画）「7. 5. 1 業務の管理」及び「7. 2. 2 業務に対する要求事項のレビュー」の履行が適切でなかったものと判断する。</p> <p>しかしながら、放射線管理パトロールにて、管理区域内の状況を確認していたことから、放射線管理に係る安全性への影響はなく、原子力安全に及ぼす影響は軽微であり「監視」と判断する。</p> <p>東京電力は、社内マニュアル等が変更された場合に、発電所において関連文書の修正が適切に行えるように、文書・記録管理業務ガイドを見直すとしている。また、当該社内マニュアルと手引について記載の見直しを検討するとしており、原子力規制庁としては、今後保安検査等において、東京電力による改善措置の実施状況について確認していくこととする。</p>

(凡例) ☆ : 保安検査期間

別表 1 - 3 : 安全確保上重要な行為等の保安検査について

発電所		安全確保上重要な行為等の保安検査	検査実施期間
九州電力 株式会社	川内	燃料取替え時の保安検査（燃料装荷）	2015/7/6～2015/7/14
		ミッドループ運転時の保安検査（燃料装荷後）	2015/7/12～2015/7/22
		1号機 S A等要員訓練*1 時の保安検査	2015/7/23～2015/8/3*2 及び 2015/7/31、2015/9/28*3
		原子炉の起動時の保安検査	2015/8/3～2015/9/1
		2号機 燃料取替え時の保安検査（燃料装荷）	2015/9/10～2015/9/16
		ミッドループ運転時の保安検査（燃料装荷後）	2015/9/16～2015/9/28

\* 1) 重大事故等発生時又は大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する訓練

\* 2) 全交流動力電源喪失や炉心損傷等の事故を想定し、事象発生から重大事故等が収束するまでの事象進展に合わせ、複数の設備に係る操作手順を組み合わせて実施する現場操作主体の訓練について、記録確認及び立会い等を実施したもの

\* 3) 現場立会いを実施しない訓練について、前月 21 日から当月 20 日までに行われた訓練に対して、当月末までに記録確認等を実施したもの

別表 1 - 4 : 保安規定違反について

発電所	件数	保安規定違反の概要
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	2件 ◇	<p><b>【件名 調達管理不備】</b></p> <p>平成27年7月17日に非常用ディーゼル発電機（以下、「DG」という）B号機の開放点検を実施中にシリンダヘッドを落下させ、インジェクターコック※を変形させた事象について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく報告（以下「法令報告」という。）に該当すると判断し、平成27年7月24日に原子力規制委員会に報告された。その後、機構において落下の影響、要因分析及び再発防止対策の調査、分析等を行い、平成27年8月26日（同年9月29日補正）機構から提出された法令報告（同報告については、面談において機構からの説明内容を含む）及び平成27年度第2回保安検査において確認された事実により、保安規定第3条に規定された調達プロセスの不備、調達要求事項及び調達製品の検証の不備並びに記録管理の不備が判明した。</p> <p>機構に対しては調達管理に係る保安活動について、以下のとおり指摘を行い、改善を求めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営面に係る供給者の評価について、「競争参加者資格審査要領」に、供給者の選定、評価及び再評価の基準が定められていたが、当該要領は保安規定に基づく文書として位置付けられていない。また、供給者に対する評価において、評価の結果の記録等が維持されていない。</li> <li>・ 品質管理を含む技術的能力及び品質保証の能力に係る供給者の評価について、「もんじゅ物品等調達管理要領」に基づき、担当課長が引合先品質管理評価票により評価を実施していたが、その基準及び方法が不明確であり、評価が適切に実施されていない。</li> <li>・ 上記能力に係る供給者に対する再評価の方法・基準が定められていなかったことから、再評価等に係る手順書を改正していたが、機構は、本件を不適合として認識して処理せず、安全への影響評価等の処置が実施されていない。</li> </ul> <p>これらのことは、保安規定第3条（品質保証）「4.2」文書化に関する要求事項及び「7.4」調達に係る各号規定の履行が適切でなかったものと判断する。</p> <p>以上の保安活動については、「品質マネジメントシステムの欠陥又は品質保証に係る保安規定の不履行により安全に影響を及ぼす」と判断されることから「違反3」と判定する。</p> <p>なお、法令報告事象となった「非常用ディーゼル発電機 B 号機シリンダヘッドインジェクターコックの変形事象」に係る調達管理において、供給者に対する調達要求事項の確認及び審査が形骸化しているものと懸念される状況や、調達要求事項として定める供給者の品質保証体制の確認が現地の品質保証体制のみの確認に留まっており、全社的な品質保証体制の確認については工事着手後に実施していた状況等が認められた。これらについては、その活動状況等を総合的に考慮して、保安規定違反とは判定しないが、保安規定上、発注者が調達要求事項を明確にすると定めていること、調達製品が規定した調達要求事項を充足していることを確実にするために必要な検査等を実施すると定めているプロセスの意義及び重要性を正しく解釈しない保安活動であることから、機構に対し、本件の対応に係る問題点を指摘し、改善を促すこととする。</p> <p>※ディーゼル機関の起動前準備として、シリンダ内に溜まったガスを排出する際に使用する弁</p>

	<p>◇ <b>【件名 安全機能の重要度分類設定不備】</b></p> <p>平成27年度第2回保安検査の実施に先立ち、これまで保安規定違反と指摘した事項の対応状況について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）と面談（平成27年8月26日～28日）を行ったところ、多数の機器について、安全機能の重要度分類が適切に設定されていなかったものがある旨の説明を受けた。このため、当該事案について、平成27年度第2回保安検査で確認することとした。</p> <p>保安検査において、事実関係を中心に説明を聴取したところ、機構における事実関係が整理されておらず、機構における安全機能の重要度分類の見直し作業により、多数の機器について、重要度分類が適切に設定されていなかったということが判明したが、その集計が適正に行われず、正確な総数等が確定できていなかったことから、原子炉等規制法第67条に基づく報告徴収を発出。平成27年10月21日に機構から受領した報告により、安全機能の重要度分類が適切に設定されていない機器が1,387機器であること等について確認された事実関係から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機能の重要度分類が適切に設定されていなかった機器については、適切な保全重要度が設定されていなかったこととなるため、保安規定第103条「4. 保全重要度の設定」が適切に履行されていなかった。</li> <li>・また、適切に保全重要度が設定されていない状態で策定された保全計画は適切ではなかったこととなるため、保安規定第103条「6. 保全計画の策定」が適切に履行されていなかったと判断される。</li> <li>・さらに、機構は、平成27年5月の段階で安全機能の重要度分類が適切に設定されていないことを組織として認識していたが、不適合管理を行わなかったことは、保安規定第3条「8.3 不適合管理」が適切に履行されていなかったと判断される。</li> </ul> <p>安全機能重要度分類は、保全重要度を定める際の指標となるものであり、適切な保守管理を行う観点から不可欠のものである。多数の機器について、安全機能の重要度分類が適切に設定されず、その結果、保全計画の策定が適切になされなかったことは、原子炉施設の保全に大きな影響を及ぼすものである。</p> <p>また、安全機能の重要度分類が適切に設定されていない機器が多数あることを組織として認識していたにもかかわらず、このような重要な事案の不適合管理が速やかに行われなかったことは、品質マネジメントシステムが適切に機能していないことを示すものであり、「品質マネジメントシステムが機能していないことにより原子力安全に影響を及ぼす」と判断される。</p> <p>さらに、適正な保全計画の策定については、既に平成24年12月の保安措置命令において必要な措置を執るべきことを命じているところであるが、これまで2年以上の期間が経過しているにもかかわらず、なお保守管理の基礎となる部分の見直しが適切に実施されていない状況に鑑み、以上の保安活動について「違反1」と判定する。</p>
--	--

(凡例) ◇ : 保安検査期間外

別表 1-5：東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対する  
平成27年度第2回保安検査 検査項目及び検査結果

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	平成27年8月27日(木) ～ 9月16日(水)
検査項目	<p>1) 基本検査項目</p> <p>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)</p> <p>①設備の維持管理に係る保安活動の実施状況</p> <p>②放射線管理の実施状況</p> <p>③不適合管理の実施状況</p> <p>④過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</p> <p>⑤廃棄物仮置き場の管理状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目</p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「設備の維持管理に係る保安活動の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「廃棄物仮置き場の管理状況(抜き打ち検査)」及び「過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況」を基本検査項目として検査を実施した。</p> <p>「設備の維持管理に係る保安活動の実施状況」については、原子炉注水設備、滞留水移送設備を検査対象として、長期点検計画の作成、点検の実施、実績の反映、評価やトラブルから得た知見による見直し等の実施状況について、各所管箇所の定める保守管理要領、点検・手入れガイド、長期点検計画、点検工事要領書・報告書等により確認した。また、当直が実施する設備の巡視・点検が、対象の設備について定期的にもれなく行われていることを、巡視点検要領、パトロールチェックシートにより確認した。しかし、平成24年6月21日の旧原子力安全・保安院の指示文書に対応した再発防止対策として制定した「保全計画確認要領」に定められた、品質保証グループ(以下「G」と略す。)が1年に1回を目処に実施する各設備所管箇所の保全計画の作成・実施状況の確認について、平成26年度は実施されていなかった。本件は、実施計画違反(監視)と判定した。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)の設備の維持管理体制は、平成27年7月に刷新され、新体制の元、長期点検計画が未作成の新設設備や原子炉設置者が管理する仮設設備の調査等を開始していることを、点検長計策定状況調査依頼文書により確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」については、今年度新たに実施計画が変更認可されたエリアの区域変更プロセス及び維持管理プロセスの実施状況を確認した。</p> <p>区域変更プロセスについては、発電所と福島第一廃炉推進カンパニーのそれぞれで行う手続き、必要な会議体での審議等がマニュアルに基づき実施されていることを「大型休憩所の設置(管理対象区域の解除)」、「J7タンクエリア増設(周辺監視区域等の設定)」及び「事務本館2階の北側への拡張(管理対象区域の区分変更)」の件名について、電子承認書、議事録等の記録により確認した。また、大型休憩所の区域変更に必要な放射線測定、J7タンクエリア境界の区画や掲示等について、マニュアルに基づき実施されたことを、「管理対象区域確認チェックシート」や「解除時確認サーベイ記録」等の記録及び現場立ち会いにより確認した。</p> <p>維持管理プロセスについては、定期的に行われている線量率測定等の実施状況を「放射線管理月報」により確認するとともに、大型休憩所の食材搬入作業に現場立ち会いし、食材を収納した容器、作業員の身体及び携行品等の汚染検査が校正されたサーベイメータで搬出入の都度実施されて</p>

いることを確認した。また、事務本館2階の区分変更後の維持管理に必要な空調設備の準備状況について、HEPAフィルタ<sup>2</sup>が設置されていること等を「事務本館2階改修工事配置図及び空調設備ダクト平面図」等により確認した。

以上の確認結果から「放射線管理の実施状況」については、指摘すべき不備な事案は認められなかった。

「不適合管理の実施状況」については、過去に発生した「5、6号機RO装置処理水タンクからの漏えい事象」、「ひまわり散水対象外タンクからの散水事象」、「5、6号機滞留水の対象外タンクへの誤移送」等の複数の不適合を抽出し、各不適合がマニュアルに従い管理されていることを、不適合管理報告書や各再発防止対策等により確認した。また、是正処置の有効性レビューについても、不適合グレードに応じてマニュアルに基づき実施されていることを有効性レビューシート、不適合の四半期報告等により確認した。なお、不適合管理委員会事務局では不適合管理に係る課題を認識し、今後の改善を検討していることを聴取等により確認した。また、水平展開された是正処置の運用状況については、過去複数の埋設設備損傷事象への是正処置として昨年11月に施行された「埋設物試掘作業ガイド」が協力企業に周知され、個別工事では工事施工要領書により、重機による掘削の前に試掘として人力による掘削を行うことを定めていること等を、机上検査並びに東京電力職員及び協力企業職員に対するインタビューにより確認した。

類似する不適合に対する共通要因分析の実施状況については、品質保証Gにおいて不適合の発生状況から多発あるいは再発傾向のある現象、原因の有無を適宜確認することがマニュアルに定められているものの、これまで一度も実施されていなかったことが確認されたことから、実施計画違反（監視）と判定した。

原子力規制庁からの通達を受けた水密扉に係る予防処置の実施状況については、原子力規制庁で調達した水密扉と同構造の水密扉は使用していないこと、イトーキ製であって原子力規制庁で調達した水密扉とは同構造ではない水密扉は本年9月までに点検を実施する予定であることを「影響評価対応」等により確認した。

「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」については、平成27年度第1四半期での実施計画違反（監視）「1号機タービン建屋内一部エリアの水位に係る確認の未実施」及び第1回保安検査での実施計画違反（監視）「1000tノッチタンク貯留水の移送配管からの漏えいに係る予防保全の未実施」について、原子炉設置者の改善措置状況を確認した。

検査の結果、「1号機タービン建屋内一部エリアの水位に係る確認の未実施」は、原子炉設置者の不適合管理の中で処置が行われ、是正処置として、当直長が行うべき業務の確認シートの作成・チェック等を実施していることを不適合報告書及び「業務完了・記録確認シート」等により確認した。よって、全ての改善措置の完了が確認できたことから、今回の検査をもって、改善措置状況の確認を完了とした。「1000tノッチタンク貯留水の移送配管からの漏えいに係る予防保全の未実施」では、汚染水移送に係る耐圧ホースの使用制限について、当該所管部署以外の部署が耐圧ホースを敷設して使用する場合でも、適切な予防措置が講じられるマニュアルを制定し、運用が実施されていることを確認できたが、当該不適合事象（耐圧ホースの使用）以外の事象についても、過去の不適合事象から必要な予防措置が講じられる仕組みの構築がまだ整っていないことから継続監視

<sup>2</sup> 高性能フィルター（High-Efficiency Particulate Air filter）

と判断した。

「廃棄物仮置き場の管理状況（抜き打ち検査）」については、廃炉措置の作業で発生したガレキ等の仮置き場である仮設集積所の管理状況について、抜き打ち手法でその保管状況を確認した。

仮設集積所のうち、1F構内北側では、滞留水浄化設備の運転で生じた樹脂等の入ったドラム缶がマニュアルに定める必要な養生、線量率の表示および立ち入り制限等の措置を講じていないことが確認された。また、H4タンクエリアの西側には、所在不明な汚染土壌を収納した金属製箱形容器（ノッチタンク）が12個確認された。仮設集積場所におけるガレキの保管については、一部を除きマニュアルで定めたガレキの一時保管施設と同等の管理が実施されておらず不適切な管理状態を確認した。本件は、実施計画違反（監視）と判定した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、集中監視室及び5・6号機中央制御室を含む特定原子力施設の巡視、引継日誌及び運転記録の確認、施設の運転管理状況の聴取等を行った結果、プラント状況の監視等が適切に実施されていることを確認した。

また、検査期間中に台風等の降雨の影響によりC、H5、H4及びH6タンクエリア内堰から雨水が漏れいする事象が発生した。そもそも内堰はタンクからの汚染水の漏れいがあった場合に外部に漏れいさせないために設置していることから、この機能が確実に維持されていたかについて確認した。

検査の結果、現在原子炉設置者による原因究明中ではあるが、Cタンクエリア及びH6タンクエリアの漏れいについては、内堰配管貫通部の止水シール性が損なわれていたこと、H5タンクエリアの漏れいについては、コンクリートと追加工事した鋼板との密着性が損なわれていたものであること等、いずれも、シール材や被覆材の施工が不十分であったことが原因と推定される。一方、施工後は、シール材の劣化状況の目視点検と漏れいの有無を巡視で確認するだけであり、漏れいを未然に防止するための内堰の機能状況を確認するには、不十分なものであった。特に、内堰は、工事完了後に水張り試験を行うことができず、また、その後実施する巡視等の保全活動では漏れいを確実に防止することが困難であることから、工事前にこれを踏まえた施工方法の妥当性を評価すべきであったが実施されていなかった。

本件については、実施計画保安措置第3条（品質保証計画）7.5.2業務の実施に関するプロセスの妥当性確認に抵触するが、今回の事象では漏れいした雨水は外堰の排水弁を閉管理していたため海域への流出は防止できたことを踏まえて実施計画違反（監視）と判定し、今後、保安検査等で原子炉設置者の改善措置の実施状況等について確認することとした。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると「放射線管理の実施状況」及び「過去の違反事項（監視）に係る改善措置状況」については、選定した検査項目に係る保安活動は概ね良好なものであったと判断するが、上記以外の検査項目では、実施計画違反（監視）が確認されたことから、今後の原子炉設置者の改善実施状況を確認していくこととする。

別表 1 - 6 : 実施計画違反 (監視) について

発電所	件数	実施計画違反の概要
東京電力株式会社福島第一原子力発電所	4 件 ☆	<p><b>【件名 不適合の共通要因分析に係る業務の未実施について】</b></p> <p>「DM-11-2 原因分析の実施マニュアル」に定める、品質保証グループが行うべき不適合の共通要因分析に係る業務が行われていないことが9月7日の保安検査において判明した。</p> <p>これまで、同種の要因が原因となったと思われる事故・トラブルが継続的に発生している状況を踏まえ、発生した不適合事象に対する共通要因分析が適切に行われているか等、「不適合管理の実施状況」について、平成27年度第2回保安検査において確認を行った。</p> <p>その結果、「DM-11-2 原因分析の実施マニュアル」において、不適合の共通要因分析の必要性を確認し、不適合管理委員会における共通要因分析実施の判断を仰ぐため、品質保証グループは、不適合の発生状況から、多発あるいは再発傾向のある現象・原因の有無を適宜確認することとされているが、品質保証グループに対して、その業務の実施状況を確認したところ、実施していない旨の回答があった。</p> <p>「DM-11-2 原因分析の実施マニュアル」は、「ヒューマンエラーに該当する不適合に対して直接原因を明確にし、是正処置／予防処置を効果的に実施すること、並びに、特に安全に関わる重要性の高い不適合、あるいは類似性・多発性のある不適合を対象として、特に組織要因の視点から根本原因を明らかにし、対策を施すことにより組織全体の改善に資すること」を目的としている。</p> <p>しかし、その出発点である、不適合の発生状況から多発あるいは再発傾向のある現象・原因の有無の確認を実施していなかったことは、組織として行うべき適切な是正処置等の改善の機会を失うものである。本件は、二次マニュアルに定められた業務が行われなかったものであり、実施計画（保安措置）第3条 7.5.1 に定める要求事項「組織は、「業務の計画」（7.1 参照）に基づき業務を管理された状態で実施する。」が遵守されていない。</p> <p>共通要因分析が実施されていれば原子力安全に影響を及ぼす不適合を減らせた可能性は否定できないものの、個別の不適合についてはマニュアルに従った不適合管理が実施されており、直接、原子力安全に影響を及ぼしたとはいえないため、実施計画違反（監視）と判定する。</p>

☆

**【件名 仮設集積場所におけるガレキ等の不適切な管理について】**

「DA-54・1F-R4-001-ガイド1 瓦礫等管理業務ガイド」で定める仮設集積場所のガレキ等の管理において、同ガイドで定めた立ち入り規制等の措置を講じていなかったことが、9月4日の抜き打ちによる保安検査で判明した。

東京電力福島第一原子力発電所では、廃炉措置の作業で発生したガレキ等は実施計画で定めた一時保管エリアに保管するが、作業の都合や一時保管エリアの保管状況により速やかに運搬できない場合には、社内マニュアル「DA-54・1F-R4-001-ガイド1 瓦礫等管理業務ガイド」により廃棄物管理グループの確認を得た上で、主管グループは任意に仮設集積場所を設けてガレキ等を一時的に保管することが許されている。その場合、同マニュアルでは、仮置き期間中は一時保管エリアに準じた飛散防止等の措置を講じるとともに、区画、線量率、立ち入り制限等の表示を求めている。水処理や土木の関係グループは業務の性質上、多くの仮設集積所を設けていることから、その管理状況について幾つかのグループを選び抜き打ちで現場の保管状況を検査したところ、適切な管理が行われていないことを確認した。

5-6号機保全部・タービングループは、滞留水浄化設備の運転に伴い生じた樹脂等を306本のドラム缶に詰め、巡視を行わずCエリア蛇腹ハウスの近傍及びFタンクエリア北に分散して仮置きしていた。蓋が外れたドラム缶や錆等で劣化が進んだドラム缶が、雨ざらしの状態で作られていた他、線量率、立ち入り制限表示等の社内マニュアルに定める必要な措置が講じられていないことが確認された。

また、H4タンクエリアの西側には、線量率の測定結果や管理元の表記が無い汚染土壌を収納した金属製箱形容器(ノッチタンク)が12個置かれていたが、当該エリアは廃棄物管理グループが管理する仮設集積場所リストに記載されていないことが確認された。管理状況を質したところ、水処理設備第一グループからの依頼で水処理土木第三グループが汚染土壌の回収とその後の簡易的な巡視はしていたものの、どちらのグループも社内マニュアルに定める廃棄物管理グループへの仮設集積場所設置の確認申請をせず、当該容器は管理元不明のまま放置されていたことが判明した。

その他、水処理設備第一グループが主管するRO装置の運転で発生した使用済みフィルタは、コンテナ収納、立ち入り制限等、社内マニュアルで定めた措置は講じられていたが、コンテナの表面線量率が約6.3mSv/hと高く、本来なら固体廃棄物建屋等へ運搬し厳格な管理の下で保管されるべきところ、適切な場所へ運搬されることなく三年以上も簡易的な管理の下で仮置きされていたのが確認された。なお、仮設集積場所での仮置き期間が長いことについては、他のタービングループ及び水処理土木第三グループも同様であった。

廃炉作業で生じたガレキ等を作業等の都合で速やかに運搬できない場合には、主管グループは仮設集積場所を設けて仮置きすることが許されている。その場合は立ち入り制限等一時保管エリアに準じた管理をするよう社内マニュアルで定められているが、それが遵守されていなかった。今回の事象は、汚染物質の顕著な系外漏えいは認められず、また保管容器は人通り少ないところに置かれ表面量率も $\sim 20\mu\text{Sv/h}$ と低く、周辺の雰囲気線量率に与える影響も微少で、原子力安全への影響は無かったといえる。しかし、社内マニュアルに従った管理が行われていなかったことから実施計画(保安措置) 第3条 7.5.1に定める要求事項「組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。」の不履行にあたり、適切なガレキ管理が行われていない。品質保証に係る保安の措置の一部に不履行が認められるものの、事業者は立ち入り制限、定期的巡視の実施等、一定の保安活動が認められることから

		QMSに重大な欠陥あったとは言い切れないため、実施計画違反（監視）と判定する。
--	--	---

	<p>☆ <b>【件名 品証部門が行う保全計画の実施状況等の確認の未実施について】</b></p> <p>平成27年度第2回保安検査において、品証部門が1年に1回を目処に実施することになっている保全計画の作成・実施状況の確認記録の内、平成26年度の記録を確認できなかった。</p> <p>福島第一原子力発電所では、保全計画がもれなく作成され、計画通り実施されていることを確認するために「DA-57・1F-E3-001 保全計画確認要領」を定めている。本要領では、保全計画の作成・改訂状況と実施状況について、品質保証グループが1年に1回を目処に確認を実施し、記録を保管することになっている。</p> <p>今回の保安検査「設備の維持管理に係る保安活動の実施状況」の確認項目の中で、当該記録の提示を求めたところ、平成25年度の実施記録は確認できたが、平成26年度については実施していないとの回答があった。</p> <p>品証部門が保全計画の作成・改訂状況と実施状況を確認する仕組みは、平成24年6月21日に福島第一原子力発電所の平成23年度第1回保安検査に係る保安規定違反について追加指示した項目の内、②「保全計画の策定等に必要な仕組みの構築」、③「保安規定変更に必要な仕組みの構築」に対して、事業者の再発防止対策として同年9月に策定したものである。</p> <p>保安規定違反の追加指示に対する再発防止策として策定された取り組みが、組織変更の際に業務の適切な引き継ぎが行われなかったことにより実施されなかったことは、「保安の措置 第3条 7.5.1 業務の管理」の不履行と判断する。しかし、平成26年度の保全計画の作成・改訂状況と実施状況については、保安検査後に行われた調査により問題のなかったことが確認された。また、設備の維持管理体制の変更に伴い、保全計画の策定・実施状況の確認について新規ガイドの制定が計画されていることから、原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいため、実施計画違反（監視）と判定する。</p>
--	---

☆	<p><b>【件名 Cタンクエリア等からの堰・部材間シール性不良等による堰内雨水の漏えい事象について】</b></p> <p>平成27年9月10日～14日の間に、Cタンクエリアの2箇所から、H5タンクエリアの1箇所から、H4タンク北エリアの2箇所から、H6タンクエリアの3箇所から、Sr90等の暫定排水基準濃度を超える堰内雨水が漏えいする事象が続けて発生した。</p> <p>台風17号及び18号の影響で9月9日から11日かけ関東から東北地方にかけての記録的な降雨により、福島第一原子力発電所の構内ではタンクの堰に溜まった雨水の雨水処理設備による浄化・排水が追いつかず、堰内雨水の水位は高いところで54cmに達していた。このような状況下で、9月10～14日の間に、(1)Cタンクエリア堰の2箇所の配管貫通部、(2)H5タンクエリア堰の拡張部、(3)H4タンク北エリアの既存のコンクリート堰と追加で設置した鋼板堰の2箇所の接合部、(4)H6タンクエリア堰の配管貫通部と2箇所の金属製堰補強材と被覆材の隙間、合計8箇所から堰内雨水が漏えいする事象が続けて発生した。漏えいした堰内雨水の漏えい量、Sr90の濃度、及びCs等を含む告示濃度限度比の和は、それぞれ、Cエリアが約3200L、16Bq/L、0.55、H5エリアが約63L、17Bq/L、0.59、H4エリアが約924L、740Bq/L、25、H6エリアが約300L、160Bq/L、5.3で、いずれも排水基準としている告示濃度限度比(0.22以下)を超えていた。なお、いずれの事象も外堰の排水弁が閉管理されていたので、漏えいした雨水は海域へ流出することなく外堰内に留まり、その後全て回収された。</p> <p>C及びH5のタンクエリアの工事は、タンクに貯留するRO濃縮塩水からモバイル装置でSr90を除去するため、堰の貫通工事を伴う配管敷設が今年の1月に行われ、他方、H4及びH6のタンクエリアの工事は、既存のコンクリート堰を高くするため昨年の5月～6月ごろにかけて行われた。漏えいの原因は現時点ではまだ特定されていないが、いずれも堰と部材間の密着性が損なわれたことで生じた漏えい事象で、シール材や被覆材塗布時の施工不良によるものと推定されている。</p> <p>施工不良は通常工事完了後に行う漏えい検査等で是正されるが、今回のケースでは外観視検査のみであった。堰工事において、確実に漏えいしないことが要求事項である場合、工事完了後に水張り漏えい試験等を行うところであるが、今回のケースでは堰内に雨水がある状態では現実的に実施が困難であったことから、いずれの工事も完了直後の外観検査で施工の良否を判断していた。また、その後実施していた巡視では、シール材の健全性が正確に把握できず、不具合は漏えい事象が起きた後でなければわからない状況であった。</p> <p>今回の事象では、漏えいした雨水は外堰の排水弁を閉管理していたため海域への流出は防止できたが、実施計画（保安措置）第3条7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認、(1)「業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織はその業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う」の条文不履行に該当するため、実施計画違反（監視）と判定する。</p>
---	---

(凡例) ☆：保安検査期間

## 核燃料施設等に係る保安検査結果報告

別表 2 - 1 : 平成 27 年度第 2 回保安検査 検査項目及び検査結果

## 【加工事業者 (1/6)】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設） ②加工の方法：ウラン濃縮 ③最大処理能力：1, 890 t U/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：平成3年9月
3. 検査実施期間	平成27年8月25日（火）～ 8月28日（金）
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査項目 ① 調達管理の実施状況 ② 保守管理の実施状況 ③ 放射性廃棄物の保管管理の実施状況 ④ 施設の点検等の実施状況 （2）追加検査項目 なし
5. 検査結果の概要	保安検査の結果、「放射性廃棄物の保管管理の実施状況」に関して、保安規定違反となる事象が確認された。  ○保安規定違反の事項 ウラン濃縮建屋の管理廃水処理室（放射性廃棄物の廃棄施設）において廃水処理された際に発生する放射性固体廃棄物（スラジ）について、放射性固体廃棄物の廃棄施設ではないウラン濃縮建屋の保修室に、最長1年間仮置きするという事業者独自のルールを定めて、約8年に渡り運用していたことが確認された。 本件については、放射性固体廃棄物を廃棄施設以外に保管しており、保安規定第7章第2節（放射性廃棄物管理）第59条 放射性固体廃棄物 第3項「使用済NaF及びスラジを封入したドラム缶等の容器の保管場所については、Aウラン濃縮廃棄物室とする。」旨の規定に反していることを確認した。 上記のことから、本件については、保安規定違反と判定する。 本件については、事業者に対して、一時仮置きされているスラジを、速やかに廃棄施設へ移動する等の必要な措置を講じること及び原因を分析し、分析結果を踏まえた再発防止を図ることを指摘した。  その他、以下の指摘事項については、今後、事業者において必要な対応をすることとなった。  ○その他指摘事項 ①廃棄物の仕掛品に係る管理について 安全対策等が明らかになっていない、最終的に放射性廃棄物として廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから

廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）を、加工施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをすること。

②施設の点検等について

運転再開に向けた均質設備の点検状況等について、平成27年9月1日までに点検等を終了する計画が、平成27年8月25日付けで事業部長に承認されているものの、具体的な点検内容が検討中であることが確認された。また、当該運転再開に関連した米国Honeywell社転換施設におけるUF6漏えい事象等の海外トラブル情報を入手する仕組みがないため、当該事象を把握出来ていないことが確認された。このことから、以下の事項について必要な対応を図ること。

- ・均質設備等に関し、関連する設備を含めた点検範囲及び経年劣化を踏まえた点検内容等の技術的検討を行った上で、点検項目等を定め、点検を実施すること。
- ・同種の原子力施設に係る海外トラブル情報を入手する仕組みを構築するとともに、海外トラブル情報に対する必要な検討を実施すること。

③日本原燃株式会社内の他事業所との保安に係る情報共有について

保安検査で確認した範囲において、日本原燃株式会社その他事業所との必要な情報共有や水平展開が不十分であることが確認されたことから、今後、事業者において、新規規制基準への適合及び設備の保守管理等の保安活動について、再処理事業所と連携をとって実施すること。

④その他

保安規定違反の事項も含め、上記の指摘事項については、濃縮事業部長が、自ら掲げている安全を最優先するとの方針に沿って、保安活動が適切に実施されるよう、改善活動の進捗状況の把握等、責任をもって対応すること。

上記の保安規定違反の事項及びその他指摘事項の改善状況については、今後の保安検査等で確認することとする。

【加工事業者（2/6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：三菱原子燃料株式会社</p> <p>②加工の方法：再転換、成形（加圧水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：  475 t U / 年（濃縮度5%以下）（転換）  440 t U / 年（濃縮度5%以下）（成形）</p> <p>④事業開始年月：昭和47年1月</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月17日（月）～ 8月20日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理の実施状況</p> <p>② 保守管理の実施状況</p> <p>③ 平成27年度の保安品質目標の設定状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、安全対策等が明らかになっていない廃棄物の仕掛品を、加工施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをするように指摘した。今後の取組状況については、保安検査等で確認することとする。</p>

【加工事業者（3/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所（加工施設）</p> <p>②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用）</p> <p>③最大処理能力：250 t U / 年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和55年1月</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月24日（月）～ 8月27日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理の実施状況</p> <p>② 保守管理の実施状況</p> <p>③ 定期評価に係る取り組み状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、安全対策等が明らかになっていない廃棄物の仕掛品を、加工施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをするように指摘した。今後の取組状況については、保安検査等で確認することとする。</p>

【加工事業者（4/6）】

1. 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2. 事業所及び施設の概要	①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン ②加工の方法：成形（沸騰水型軽水炉用） ③最大処理能力：750 t U/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：昭和45年8月
3. 検査実施期間	平成27年9月15日（火）～ 9月18日（金）
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査項目 ① 不適合管理の実施状況 ② 保守管理の実施状況 ③ 加工施設の操作に係る実施状況 ④ 放射性廃棄物の保管管理の実施状況 （2）追加検査項目 なし
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、安全対策等が明らかになっていない廃棄物の仕掛品を、加工施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをするように指摘した。今後の取組状況については、保安検査等で確認することとする。

【加工事業者（5/6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所 ②加工の方法：成形（加圧水型軽水炉用） ③最大処理能力：284 t U/年（濃縮度5%以下） ④事業開始年月：昭和47年9月
3. 検査実施期間	平成27年8月31日（月）～ 9月3日（木）
4. 検査の概要	今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。 （1）基本検査項目 ① 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ② 保守管理の実施状況 ③ 放射性廃棄物の保管管理の実施状況 （2）追加検査項目 なし
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、安全対策等が明らかになっていない廃棄物の仕掛品を、加工施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをするように指摘した。今後の取組状況については、保安検査等で確認することとする。

【加工事業者（6/6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：200 t U/年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和63年3月</p>
3. 検査実施期間	平成27年9月2日（水）～ 9月4日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 組織的な保安活動の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理の実施状況</p> <p>③ 核燃料物質等の管理の実施状況</p> <p>④ 保守管理の実施状況</p> <p>⑤ 平成27年度の品質目標の設定状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、安全対策等が明らかになっていない廃棄物の仕掛品を、加工施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをするように指摘した。今後の取組状況については、保安検査等で確認することとする。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（1／6）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成27年9月3日（木）～9月4日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 燃料管理</li> <li>② 品質保証</li> <li>③ 記録及び報告</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、上記4. の検査項目について検査を実施した。</p> <p>その結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（2／6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成27年8月24日（月）～8月27日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の運転管理の実施状況</li> <li>②保安に係る設備の保守管理の実施状況</li> <li>③放射性廃棄物等の管理状況</li> <li>④前回保安検査において事業者が実施することとなった事項</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、上記4. の検査項目について、検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保安活動に係る品質目標の実質的な達成状況の評価</li> <li>○不適合管理の実施方法の見直し</li> <li>○巡視の操作要領及び巡視点検要領の見直し</li> </ul>

【試験研究用等原子炉設置者（3/6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成27年8月7日（金）～8月31日（月）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <p>① ホットラボ施設の排気筒のアンカーボルト減肉事象に係る試験研究用等原子炉施設への水平展開</p> <p>② 保守管理の実施状況</p> <p>③ 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>④ JMT Rにおける法令報告事象等の対応について</p> <p>⑤ マネジメントレビュー及び不適合管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、上記4. の検査項目について、検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。今後事業者において必要な対応がとられることとなった以下の指摘事項については、対応状況を保安検査等で確認していく。</p> <p>① JMT Rホットラボ施設の排気筒のアンカーボルト減肉事象に係る試験研究用等原子炉施設への水平展開について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事象（使用施設に係る保安検査での指摘を含む。）を踏まえ、必要な範囲の設備・機器等について水平展開を行うこと。</li> </ul> <p>② 保守管理の実施状況</p> <p>(a) JMT R原子炉施設の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料試験炉部品質保証技術検討会をはじめとする各会議体について、技術的検証及び評価が適切になされるよう、必要な改善を図ること。</li> <li>・品質保証計画書に基づく業務の計画について、工程管理が適切に行えるよう、必要な改善を図ること。</li> <li>・廃液タンク等の一部取替えに関し、本体施設等の修理及び改造計画を早急に策定するとともに、今後同計画について適切な運用が行われるよう必要な改善を図ること。</li> </ul> <p>(b) 施設の老朽化を踏まえた保守・点検方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視等の内容、力量管理、異常を発見した場合の報告・措置等の全般にわたり、老朽化した施設の状態を踏まえた実効的な巡視、点検及び検査となるよう検討を行い、必要な改善を図ること。</li> </ul> <p>③ JMT Rにおける法令報告事象等の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転手引の改訂に係る教育及び施設定期自主検査の個別の検査要領書の策定や改定について、一部周知はされていたものの、これらに係る教育が手引等の策定又は改定後速やかに実施されていない事案が確認されたことから、保安活動に係る教育が早期かつ確実に実施されるよう、必要な改善を図ること。</li> <li>・平成26年度第3回及び第4回の保安検査で指摘したにも関わらず、計画外事象等についての不適合管理が実施されていない事案が確認されたことから、これらの不適合管理を速やかに行うとともに、平成27年度第1回保安検査で事業者が自ら実施するとして不適合管理の仕組みの改善等については、特段の見直しを行うこと。</li> </ul> <p>④ 平成27年度品質目標の設定等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第1回保安検査において、事業者自らが申し出た</li> </ul>

	平成27年度の大洗研究開発センターにおける品質目標の設定等の再考について、未だ実施できていないことが確認されたことから、これを速やかに実施すること。
--	--

【試験研究用等原子炉設置者（4/6）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成27年9月9日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <p>①保守管理の実施状況</p> <p>②放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>③マネジメントレビュー及び不適合管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、上記4.の検査項目について、検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項にはついては、今後の保安検査で確認していく。</p> <p>○JMTRホットラボ施設の排気筒アンカーボルト減肉事象を踏まえた平成27年度品質目標の見直し要否の検討及び不適合管理の徹底</p>

【試験研究用等原子炉設置者（5/6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成27年9月25日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <p>① 原子炉施設利用の実施状況</p> <p>② 運転管理の実施状況</p> <p>③ 保安教育の実施状況</p> <p>④ 健康管理</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、上記4.の検査項目について、検査を実施した。</p> <p>その結果、各検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。また、保安検査実施期間の保安状況については、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特に問題がないことを確認した。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（6/6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成27年8月24日（月）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への聴取により保安検査を実施した。</p> <p>（1）保安検査項目</p> <p>①放射線管理の実施状況</p> <p>②異常又は非常の場合の処置の実施状況</p> <p>③品質保証の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、上記4. の検査項目について、検査を実施した。</p> <p>その結果、各検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。また、保安検査実施期間中の運転管理状況については、施設の巡視等を行った範囲において、特に問題がないことを確認した。</p>

【再処理事業者（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所          ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）          ③最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日）          ④事業開始年月：平成11年12月          （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に関する施設）</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月31日（月）～ 9月14日（月）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 放射性廃棄物の管理の実施状況          ② 不適合管理の実施状況          ③ 調達管理の実施状況          ④ 平成27年度第1回保安検査における指摘事項等の改善状況</p> <p>（2）追加検査項目          なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査等で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の保全に係る取り組みが継続して実施されているものの、設備の把握等に時間を要し、保全計画の見直しも十分に進捗していないことから、ウォークダウン等による現場及び設備の把握の再徹底、スピード感をもった対応を行うとしていた施設の性能の維持を含む施設の保全について、再処理事業部長及び再処理工場長は、自ら掲げている安全を最優先するとの方針に基づく計画に従い適切に実施されるよう、改善活動の進捗状況の把握等、引き続き責任をもって対応する。</li> <li>○不適合検討WGにおいて不適合事象の水平展開が必要と判断された事象に対する各部署の予防処置要否判断の妥当性が十分評価されないまま不適合管理が行われている現状を踏まえ、適切な予防処置を行うための改善を図る。また、不適合管理において、原因調査及び是正処置決定までに処理の遅延が散見されることから、適切に不適合管理を行うための改善を図る。</li> <li>○使用済バッテリーの短絡による不燃物廃棄袋の溶痕発生を踏まえ、速やかに他の廃棄物の保管管理状況を確認するとともに、物理的及び化学的に発熱等が想定される廃棄物の管理方法を検討し、改善を行う。</li> </ul>

【再処理事業者（2／2）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③大処理能力：210 tU/年（0.7 tU/日）</p> <p>④事業開始年月：平成17年10月</p>
3. 検査実施期間	平成27年9月7日（月）～ 9月18日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 施設管理等の実施状況</p> <p>② 運転管理実施状況</p> <p>③ 放射性廃棄物の管理の実施状況</p> <p>④ 平成27年度第1回保安検査における指摘事項等の改善状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガラス固化技術開発施設の運転準備に係る点検について、ユーティリティ設備を所掌する関係部署との連携等を確実にを行うため、技術的検討内容等を含む記録作成及び情報共有を徹底する。</li> <li>○ 日本原子力研究開発機構本部から核燃料サイクル工学研究所へ情報提供された案件について、各部への情報展開を迅速に行うよう改善する。</li> </ul>

【使用者（1／13）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成27年9月7日（月）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（2／13）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	原子燃料工業株式会社 東海事業所
3. 検査実施期間	平成27年8月24日（月）～ 8月27日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 施設の保守管理実施状況（定期的な自主検査含む）</p> <p>② 放射線管理の実施状況</p> <p>③ 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、安全対策等が明らかになっていない廃棄物の仕掛品を、使用施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをするように指摘した。今後の取組状況については、保安検査等で確認することとする。

【使用者（3／13）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成27年9月11日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（4／13）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成27年9月7日（月）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 記録及び報告</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【使用者（5／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成27年8月24日（月）～ 8月27日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 施設の運転管理の実施状況</p> <p>② 保安に係る設備の保守管理の実施状況</p> <p>③ 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>④ 前回保安検査において事業者が実施することとなった事項</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査等で確認することとする。</p> <p>○施設の操作要領及び巡視点検要領の見直し</p> <p>○保安活動に係る品質目標の達成状況の評価方法及び結果</p> <p>○不適合管理の実施方法の見直し</p>

【使用者（6／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成27年9月7日（月）～ 9月10日（木）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>(1) 基本検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の運転管理の実施状況</li> <li>② 保安に係る設備の保守管理の実施状況</li> <li>③ 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</li> <li>④ 前回保安検査において事業者が実施することとなった事項</li> </ul> <p>(2) 追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査等で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実効ある保安品質活動の実施及び次年度目標への反映</li> <li>○過去の計画外事象に対する検討</li> <li>○セル・グローブボックス内の整理整頓の着実な実施</li> <li>○老朽化を踏まえた機器・設備の点検項目の見直し</li> </ul>

【使用者（7/13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成27年8月7日（金）～ 8月31日（月）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① ホットラボ施設の排気筒のアンカーボルトの著しい減肉について</p> <p>② 保守管理の実施状況</p> <p>③ 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>④ JMTRにおける法令報告事象等の対応について</p> <p>⑤ マネジメントレビュー及び不適合管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査の結果、「ホットラボ施設の排気筒のアンカーボルトの著しい減肉について」に関して、保安規定違反となる事象が確認された。</p> <p>○保安規定違反の事項</p> <p>ホットラボ施設における排気筒のアンカーボルトの減肉に関して、保守管理及び必要な安全確保策の措置等を含む一連の対応について、保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>その結果、担当副所長及び材料試験炉部長他、関係者の危機意識が希薄であり、平成27年1月末に確認された排気筒のアンカーボルトの減肉に加え、排気筒基礎ボルトナットの浮き、及び平成27年6月末に確認された同アンカーボルトの複数の著しい減肉を異常な状態であると判断せず、保安規定第6編第21条（巡視、点検等において異常を認めた場合の措置）第1項に定める、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じることを怠っていたことが確認された。</p> <p>上記のことから、本件については、保安規定違反と判定する。</p> <p>なお、現在、排気筒を撤去することで当面の危険は取り除かれている状況であるが、排気筒が撤去されたことにより、使用の許可を受けた状態とは異なった状態が継続するため、速やかに許可を受けた状態に戻すこと、その期間中の安全確保を徹底して行うこと及び必要に応じて保安規定等の見直しを行うことを指摘した。</p> <p>その他、以下の指摘事項については、今後、事業者において必要な対応をすることとなった。</p> <p>○その他指摘事項</p> <p>①組織及び職務等に係る改善について</p> <p>平成26年から、材料試験炉（JMTR）では、連続して発生している法令報告事象を含むトラブル等の措置に関して、保安規定違反を含む不適切な対応が続出している。また、平成26年度の保安検査を通じて、大洗研究開発センター（以下「大洗研」という。）を含む国立研究開発法人日本原子力研究開発機構全体に対して、保安活動の組織及び体制の改善、不適合管理の仕組みの改善、老朽化した施設に係る取組等に関して指摘している。</p>

このような状況下にあつて、JMTRのホットラボ施設で、前述した保安規定違反となる事象が確認されたことに加えて、安全管理部、不適合管理分科会、使用施設等安全審査委員会、品質保証推進委員会、原因調査専門部会等で、異常な状態を正常な状態に戻す機会が何度もあつたにもかかわらず、材料試験炉部が適切な技術的検討をせずに判断した結果をもとに対応したため、これら組織が適切にその職務を履行できなかったことが確認された。

上記のことから、以下の事項について必要な改善を図るよう指摘した。

- ・組織が機能不全に陥っていないか検証を行い、必要な改善を行うこと。
- ・自ら掲げた品質方針に沿った保安活動が実施できるよう、改善を検討するための体制を整え、早期に改善を図ること。
- ・品質保証活動の考えのもと、適切な保安活動が実施できるよう、組織及び職務が果たすべき役割を理解した上で、これを実践できるよう必要な改善を行うこと。
- ・自ら改善を実施するとした不適合管理の仕組みやトラブル対応については、平成26年度の保安検査等での指摘事項も踏まえ、特段の見直しを行うこと。
- ・上記に係る改善が確実に実行できるよう必要な教育訓練を継続して実施すること。
- ・上記に当たっては、理事長が責任を持って対応に当たること。大洗研所長は、検討体制を整えた上で、上記の実施主体となって対応すること。

## ②保守管理に係る改善について

現在、事業者が実施している検査、巡視及び点検は、長期にわたり同様の内容であるが、毎年計画段階において、必ずしも施設の状況の変化等を踏まえた改善が行われているとは言えない。大洗研（北地区）では、施設の老朽化に起因するトラブルが多発しており、特に、重大な事故につながる危険性があつたホットラボ施設の排気筒のアンカーボルトの減肉が放置されてきたことを踏まえ、安全確保を最優先として、施設の状態、機能等を踏まえて、常に見直しの要否を含めて検討する必要があると考える。

上記のことから、巡視の内容、力量管理、異常を発見した場合の報告・措置等の全般にわたり、老朽化した施設の状態を踏まえた実効的な検査、巡視及び点検等となるよう検討を行い、必要な改善を図ること。

## ③平成27年度品質目標の設定等に係る改善について

平成27年度第1回保安検査において、事業者自らが申し出た平成27年度の大洗研における品質目標の設定等の再考について、未だ実施出来ていないことが確認されたことから、これを速やかに実施すること。

上記の保安規定違反の事項及びその他指摘事項の改善状況については、今後の保安検査等で確認することとする。

【使用者（8／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成27年9月1日（火）～ 9月2日（水）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>③ マネジメントレビュー及び不適合管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査等で確認することとする。</p> <p>○JMTRホットラボ施設における排気筒アンカーボルト減肉事象を踏まえ、以下の事項について検討する。</p> <p>① 平成27年度上期の品質保証活動内容の分析評価結果を踏まえた上で、平成27年度の品質目標の変更の必要性について検討する。</p> <p>② 不適合管理の仕組みに関して、通常と異なる場合は速やかに報告する趣旨を徹底させるとともに、継続的に改善を行う。</p> <p>○高経年化を考慮した施設・設備の留意事項を抽出した上での日常巡視、施設の定期的な自主検査に反映する活動を展開しているが、大洗研（北地区）施設でのトラブル発生等を踏まえ、継続的に改善活動を実施する。</p>

【使用者（9／13）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
3. 検査実施期間	平成27年8月26日（水）～ 8月28日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>③ 核燃料物質等の管理の実施状況</p> <p>（2）追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、安全対策等が明らかになっていない廃棄物の仕掛品を、使用施設内で保管していることが確認されたことから、今後、速やかに安全対策を措置するとともに必要な手続きをするように指摘した。今後の取組状況については、保安検査等で確認することとする。</p>

【使用者（10／13）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター
3. 検査実施期間	平成27年9月17日（木）～ 9月18日（金）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>(1) 基本検査項目</p> <p>① 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>② 調達管理の実施状況について</p> <p>(2) 追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査等で確認することとする。</p> <p>○日本原燃株式会社再処理施設と共用している管理区域の管理の方法の見直し</p>

【使用者（11／13）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成27年8月4日（火）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>(1) 基本検査項目</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>(2) 追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（12／13）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成27年8月11日（火）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>(1) 基本検査項目</p> <p>① マネジメントレビューの実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>③ 保安教育の実施状況</p> <p>(2) 追加検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【使用者（13／13）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成27年8月24日（月）
4. 検査の概要	<p>今回の保安検査では、下記に示す検査項目について保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>（1）基本検査項目</p> <p>① 放射線管理の実施状況</p> <p>② 放射線測定の実施状況</p> <p>③ 非常時の措置の実施状況</p> <p>④ マネジメントレビューの実施状況</p> <p>（2）追加検査項目</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

【廃棄物埋設事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所</p> <p>②施設の種類：廃棄物埋設施設</p> <p>〔1号廃棄物埋設施設〕</p> <p>1. 事業開始年月：平成4年12月</p> <p>2. 最大埋設能力：40,960m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶204,800本相当)</p> <p>〔2号廃棄物埋設施設〕</p> <p>1. 受入れ開始年月：平成12年10月</p> <p>2. 最大埋設能力：41,472m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶207,360本相当)</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月5日（水）～8月7日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①保守管理の実施状況に係る検査</p> <p>②調達管理の実施状況に係る検査</p> <p>③不適合管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、以下の点について、今後の保安検査等において、是正処置等改善の状況を確認していくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器に貼り付けるラベルの記載内容に関し、変更を要するものについての確実な実施について</li> <li>・予防処置に関する、他事業部等、全社への確実な情報発信について</li> </ul> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄物埋設事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認、廃棄物埋設施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物埋設事業者（2/2）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所</p> <p>②施設の種類：廃棄物埋設施設</p> <p>③事業開始年月：平成7年11月</p> <p>④最大埋設能力：非固型化コンクリート等廃棄物約2,520m<sup>3</sup> ・平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行</p>
3. 検査実施日	平成27年9月14日（月）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①埋設保全区域の管理状況</p> <p>②不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>③廃棄物取扱主任者の職務</p>
5. 検査結果の概要	<p>各検査項目については、保安規定に基づき保安活動が実施されており、検査を実施した範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかったものの、以下の改善要望に対し、事業者からの改善を図る旨の回答があったことから、今後の保安検査の中で実施状況を確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設保全区域の管理状況に関し、業務報告について確実に確認が行えるような記録の作成、報告の方法とすること。</li> <li>・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況に関し、是正処置及び予防処置計画の妥当性について、確実に確認が行えるような「不適合管理・是正処置票」及び「予防処置票」の作成内容とすること。</li> </ul> <p>また、保安検査実施期間中の廃棄物埋設施設における日々の管理状況については、廃棄物埋設事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物管理事業者（1/2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所</p> <p>②施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設）</p> <p>③事業開始年月：平成7年4月</p> <p>④最大管理能力：ガラス固化体 2,880本</p> <p>⑤冷却方式：間接自然空冷方式</p>
3. 検査実施期間	平成27年9月14日(月)～9月16日(水)
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①調達管理の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる項目は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄物管理事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録確認を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p>

【廃棄物管理事業者（2/2）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター</p> <p>②施設の種類：廃棄物管理施設</p> <p>③事業開始年月：平成8年3月</p> <p>④最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m<sup>3</sup>/年 固体廃棄物 845m<sup>3</sup>/年</p> <p>⑤最大管理能力：廃棄体8,559m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月18日（火）～平成27年8月20日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <p>① 施設定期自主検査の実施状況</p> <p>② 運転管理の実施状況</p> <p>③ 不適合管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃棄物管理施設の管理状況については、廃棄物管理事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>なお、不適合管理の実施状況の検査では、同センターのホットラボ施設において排気筒外側の固定アンカーボルトの一部に減肉が確認された事象に関して、本施設でも水平展開が実施されていることを確認したが、本施設に有するボイラ煙突のアンカーボルトについては金属製のカバーが覆われているため目視確認ができない構造となっているため、次回の煙突更新時に目視により腐食の状態を確認し、必要であれば煙突基礎部分及びアンカーボルトを更新する予定であることを事業者から聴取することにより確認した。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1/3）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所</p> <p>②施設の種類：発電用原子炉施設</p> <p>③廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月）</p> <p>④全体工程：平成13～37年度          原子炉領域安全貯蔵：平成13～30年度          原子炉領域解体撤去：平成31～36年度          原子炉領域以外解体撤去：平成13～36年度          建屋等解体撤去：平成36～37年度          （放射能濃度測定及び評価方法の認可：平成18年9月）</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月3日（月）～平成27年8月7日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>②安全貯蔵措置の実施状況</p> <p>③放射線管理の実施状況</p> <p>④保守管理の実施状況（抜き打ち検査項目）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物管理の実施状況」、「安全貯蔵措置の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況（抜き打ち検査項目）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況については、発電用原子炉設置者からの管理状況の聴取、記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2/3）】

1. 原子炉設置者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）</p> <p>②施設の種類：発電用原子炉施設</p> <p>③廃止措置計画の認可：平成20年2月12日</p> <p>④全体工程：平成19～45年度</p> <p>    使用済燃料搬出期間                    ：平成19～29年度</p> <p>    原子炉周辺設備解体撤去期間          ：平成30～34年度</p> <p>    原子炉本体解体撤去期間              ：平成35～43年度</p> <p>    建屋解体期間                          ：平成44～45年度</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月24日（月）～平成27年8月28日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>①不適合管理の実施状況</p> <p>②廃止措置管理に係る保安規定の遵守状況</p> <p>③放射線管理に係る保安活動の実施状況</p> <p>④放射性固体廃棄物の貯蔵保管状況（抜き打ち検査）</p> <p>⑤保守管理の点検計画実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の検査においては、「不適合管理の実施状況」、「廃止措置管理に係る保安規定の遵守状況」、「放射線管理に係る保安活動の実施状況」、「放射性固体廃棄物の貯蔵保管状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施し、保安検査実施期間中の日々の廃止措置管理状況についても、事業者から管理状況の聴取及び記録の確認、中央制御室の巡視等を行った。</p> <p>検査の結果、各検査項目等については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事案は認められなかった。</p> <p>なお、「不適合管理の実施状況」の検査において、平成27年度第1回保安検査に引き続き「アスファルト固化体ドラム缶底部からの漏えい」についての不適合管理状況を確認した結果、原因の究明は完了していることを確認した。一方で、現在保管されているドラム缶についての漏えい防止対策は、その完了が平成28年度末とされていることから、今後も継続してドラム缶の管理状況を確認していく予定である。</p>

【発電用原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／3）】

1. 原子炉設置者名	中部電力株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉</p> <p>②施設の種類：発電用原子炉施設</p> <p>③廃止措置計画の認可：平成21年11月18日</p> <p>④全体工程：平成21～48年度</p> <p>解体工事準備期間：平成21～26年度</p> <p>原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成27～34年度</p> <p>原子炉領域解体撤去期間：平成35～41年度</p> <p>建屋等解体撤去期間：平成42～48年度</p>
3. 検査実施期間	平成27年8月26日（水）～28日（金）、8月31日（月）～9月4日（金）、7日（月）～11日（金）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>①マネジメントレビューの実施状況</p> <p>②安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>③保安管理体制の維持状況</p> <p>④放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況</p> <p>⑤保守管理の実施状況</p> <p>⑥測定機器の管理の実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「安全文化醸成活動の実施状況」、「保安管理体制の維持状況」、「放射性廃棄物(放射性固体廃棄物)管理の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「測定機器の管理の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特に問題がないことを確認した。</p> <p>検査の結果、今回検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（1／5）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成27年8月11日（火）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>① マネジメントレビューの実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理等の実施状況</p> <p>③ 保安教育の実施状況</p> <p>④ 巡視点検の実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「放射性廃棄物の保管管理等の実施状況」、「保安教育の実施状況」及び「巡視点検の実施状況」（抜き打ち検査）を検査項目として、立入り、資料及び聴取の確認によって検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（2／5）】

1. 事業者名	株式会社 東芝
2. 事業所名	研究炉管理センター（東芝教育用原子炉（TTR-1））
3. 検査実施期間	平成27年8月25日（火）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>① 放射性廃棄物の安全管理</p> <p>② 危険時の措置</p> <p>③ 記録及び報告（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」、「危険時の措置」及び「記録及び報告」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（3／5）】

1. 事業者名	学校法人五島育英会
2. 事業所名	東京都市大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成27年8月26日（水）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <p>① 放射性廃棄物の安全管理          ② 異常時の措置          ③ 非常時の場合に採るべき措置          ④ 記録（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）          なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性廃棄物の安全管理」、「異常時の措置」、「非常時の場合に採るべき措置」及び「記録」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（4／5）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	原子力科学研究所 試験研究用等原子炉施設 (JRR-2に限る)
3. 検査実施期間	平成27年8月26日(水)～平成27年8月27日(木)
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>③ 廃止措置管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>④ その他必要な事項</p> <p>(追加検査項目)</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認」、「廃止措置管理の実施状況」及び「その他必要な事項」について関係者への聴取及び資料確認により検査を実施した。</p> <p>その結果、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は、認められなかったものの、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安活動に係る品質目標の達成状況の評価</li> <li>・ 不適合管理の実施方法の見直し</li> </ul> <p>また、指摘を受けて事業者が検討することとなった以下の改善事項についても今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線監視用交換機器の管理方法の見直し</li> </ul>

【試験研究用等原子炉設置者（廃止措置中のもの）（5/5）】

1. 事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成27年9月10日（木）
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>（基本検査項目）</p> <p>① 保守管理の実施状況</p> <p>② 放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認</p> <p>③ マネジメントレビュー及び不適合管理の実施状況</p> <p>④ 廃止措置に係る解体工事の実施状況（抜き打ち検査）</p> <p>（追加検査項目）</p> <p>なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「放射性廃棄物の保管管理に係る現状確認」、「マネジメントレビュー及び不適合管理の実施状況」及び「廃止措置に係る解体工事の実施状況（抜き打ち検査）」を検査項目として、資料確認及び関係者への聴取によって検査を実施した。</p> <p>その結果、今回、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったものの、保安検査の過程で事業者が自ら申し出て実施することとなった以下の改善事項については、今後の保安検査で確認することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度第2回国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）（以下、「大洗北」という。）のJMT Rホットラボ施設における排気筒アンカーボルト減肉事象を踏まえた平成27年度品質目標の見直し要否の検討及び不適合管理の徹底</li> </ul>

別表 2 - 2 : 保安規定違反について

事業所名	件数	保安規定違反の概要
日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所（加工施設）	1件 ☆	<p><b>【件名 放射性廃棄物の保管管理の実施不備】</b></p> <p>放射性廃棄物の管理に関して、放射性廃棄物が発生場所から保管管理されるまでの管理状況について、保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>その結果、ウラン濃縮建屋の管理廃水処理室（放射性廃棄物の廃棄施設）において廃水処理された際に発生する放射性固体廃棄物（スラジ）について、放射性固体廃棄物の廃棄施設ではないウラン濃縮建屋の保修室に、最長1年間仮置きするという事業者独自のルールを定めて、約8年にわたり運用していたことが確認された。</p> <p>本件については、放射性固体廃棄物を廃棄施設以外に保管しており、保安規定第7章第2節（放射性廃棄物管理）第59条 放射性固体廃棄物 第3項「使用済NaF及びスラジを封入したドラム缶等の容器の保管場所については、Aウラン濃縮廃棄物室とする。」旨の規定に反していることが確認された。</p> <p>上記のことから、本件については、保安規定違反と判定する。</p>
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）（使用施設）	1件 ☆	<p><b>【件名 材料試験炉（JMTR）のホットラボ施設の排気筒のアンカーボルトの減肉における保安活動の実施不備】</b></p> <p>ホットラボ施設における排気筒のアンカーボルトの減肉に関して、保守管理及び必要な安全確保策の措置等を含む一連の対応について、保安規定の遵守状況を確認した。</p> <p>その結果、担当副所長及び材料試験炉部長他、関係者の危機意識が希薄であり、平成27年1月末に確認された排気筒のアンカーボルトの減肉に加え、排気筒基礎ボルトナットの浮き及び平成27年6月末に確認された同アンカーボルトの複数の著しい減肉を異常な状態であると判断せず、保安規定第6編第21条（巡視、点検等において異常を認めた場合の措置）第1項に定める、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講じることを怠っていたことが確認された。</p> <p>上記のことから、本件については、保安規定違反と判定する。</p>

（凡例） ☆：保安検査期間